

一、昨八日衆議院規則第十五條ニ依リ
議長ニ於テ議席ヲ次ノ通り指定シタ
九 古賀 太郎君

一、昨八日衆議院規則第十五條但書ニ
依リ議長ニ於テ議席ヲ次ノ通り變更
シタ

一二三 齊藤 行藏君

一二四 加藤 一雄君

一二五 中野 寅吉君

一二六 山村新治郎君

一二七 竹内 克己君

一二八 圓谷 光衛君

一二九 越原 まる君

一、昨八日議長ニ於テ次ノ通り常任委員辭任ノ許可ガアツタ

第九部選出懲罰委員 山崎 猛君

○議長(権員證三君) 是ヨリ會議ヲ開
キマス、此ノ際新タニ議席ニ着カレマ
シタ議員ヲ御紹介致シマス、寡九番、
福岡縣第一區選出議員古賀太郎君
〔古賀太郎君起立〕

○議長(権員證三君) 第四百二十八
番、神奈川縣選出議員中西伊之助君
〔中西伊之助君起立〕

〔拍手〕

○議長(権員證三君) 議事日程變更ノ緊
急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際日
程第五ヲ繰上ゲ上程シ、其ノ審議ヲ進
メラレントヲ望ミマス
○議長(権員證三君) 山口君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ

○議長(権員證三君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレ
マシタ——日程第五、隠匿物資等緊急
措置令(承諾を求める件)ヲ議題ト致シ
マス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委
員長中野寅吉君

第五 隠匿物資等緊急措置令(承
諾を求める件) (委員長報告)

一 隠匿物資等緊急措置令(承
諾を求める件)

右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フベキモノ
ト議決シタ因ツテヨコニ報告スル
昭和二十一年七月九日

委員長 中野 寅吉

衆議院議長権員證三殿

〔中野寅吉君起立〕

○議長(権員證三君) 本委員會ニ付託サレマ
シタ隱匿物資等緊急措置令ニ對シ事後
承諾ヲ與ヘル件ノ會議ノ經過並ニ結果

ヲ御報告申上ゲマス

先づ七月二日此ノ會ヲ開キ、委員長、
理事ノ選舉ヲ致シマシタ、委員長ニ

不肖中野、理事ニ石原圓吉君、水田三
喜丸君、山田悟六君、井上良次君ガ當
選致シマシタ、其ノ後此ノ件ニ付キマ
シテハ、前後四回ニ亘ツテ委員會ヲ開
催シテ仔細ニ検討致シマシタ、即チ商
工大臣ヨリ本令ヲ發布シナケレバ相成
ラナイヤウニナツタ事情ヲ詳細ニ説明

○議長(権員證三君) 第四百二十八
番、神奈川縣選出議員中西伊之助君
〔中西伊之助君起立〕

〔拍手〕

○議長(権員證三君) 議事日程變更ノ緊
急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際日
程第五ヲ繰上ゲ上程シ、其ノ審議ヲ進
メラレントヲ望ミマス
○議長(権員證三君) 山口君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ

○議長(権員證三君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレ
マシタ——日程第六、金融緊急措置
令、日程第七、日本銀行券預入令、日程
第八、昭和二十一年勅令第九十號、日
程第九、臨時財產調査令、日程第十、
昭和二十一年勅令第一百二十八號、日程
第十一、昭和二十一年勅令第一百十一
號、日程第十二、昭和二十一年勅令第

サレ、ソレカラ本緊急動令ノ施行ノ内
容、狀況等細カニ説明サレマシタ、質
疑ニ入リマシテ九鬼紋太郎君、山田悟
六君、田中実司君、原佑君、八木佐太
治君、小柳富太郎君、長谷川保君、井
上良次君、飯田義茂君、石原圓吉君等
ヨリ、本令實施ノ效果、摘發物資ノ處
分ノ方針、闇市場ニ流入スル物資ノ取
締ノ問題、營營力ノ再建及ビ警察官ノ
待遇改善ノ問題、朝鮮人等ノ隠匿物資
ノ摘發ノ問題等、廣々經濟、治安ニ互
リマシテ熱心ナ質疑ガアリマシタ、之
ニ對シ、星島商工大臣、吉田商務局
長、大村内務大臣、谷川警保局長、楠
見農林次官、佐藤司法省刑事局長、ソ
レカラ厚生省當局ノ出席ヲ求メマシ
タ、是ハ主トシテ朝鮮人關係ノコトヲ
聽カウトシタガ、都合上中々厚生省モ
忙シクテ來ルコトガ出來ナカツタ、併
シ星島商相ハ等シク是レ國務大臣デア
ルカラ、厚生省所管ニ付テモ責任ヲ負
ツテ答辯スルト云ノノデ、朝鮮人ハ成
ベタ早ク引揚ゲサセルト云ノコトヲ御
答ヘニナリマシタ

ト云フコトハ、後ニ社會黨ノ方モ協同
黨ノ方モ、新光俱樂部ノ方モ、無所屬
モ道義昂揚ニ力ヲ入レタ、特ニ是ハ進
歩黨ト自由黨ダケデハナリ、國民道義
ノ品揚ト云フコトニ付テハ皆ナ力ヲ入
レタ、是ハ本當ニ力ヲ入レタ、國民ノ
道義が發レテ居ルカラ物ヲ隠匿サレテ
居ルノデアルト云ツテ、本當ニ眞面目
ニ眼ニ角ヲ立テ議論サレタノデア
ル、國民道義ノ爲メ嬉シク感ジマシタ
(拍手)ソコナ隠匿物資ノ摘發ト云フ如
ニ不名譽ノ法令ハ、速カニ廢止スルヤウ
ニ處置サレタキ旨ノ希望ガアリ、斯ウ
云フ法律ハ甚ダドウモ不名譽デアルト強
調シタ、社會黨ヲ代表シテ井上良次君
ヨリ、本令ニ依ル摘發ノ效果ハ十分デ
ナリ、民主的方法ニ依リ迅速ニ行フト
共ニ、配給ニ付テモ民主的機關ニ依リ
行ヒ、物資ノ配給ノ公正ヲ期セラレタ
イ、又本令ニ依リ摘發サレタ食糧ハ、
労働者、戰災者等生活困難ナ所ヘ優先
的ニ配給サレタイ、又隠匿退藏物資ノ
閑市場流入防止ヲ嚴重ニ行フト共ニ、
公定價格ノ維持ニ努メテ、速カニ本令
ヲ廢止スルヤウニ希望スルト井上君カ
山田ヲ代表シテ内海安吉君、又進歩黨
ヲ代表シテ山田悟六君ヨリ、本令ヲ初め商工關
係ノ法令ハドウモ難解デアル、難カシ
シテ仲子蔵君ヨリ、本令ヲ初め商工關
係ノ法令ハドウモ難解デアル、難カシ
メマス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレ
マシタ——日程第六、金融緊急措置
令、日程第七、日本銀行券預入令、日程
第八、昭和二十一年勅令第九十號、日
程第九、臨時財產調査令、日程第十、
昭和二十一年勅令第一百二十八號、日程
第十一、昭和二十一年勅令第一百十一
號、日程第十二、昭和二十一年勅令第

リ、最後ニ無所屬ヲ代表シテ木村チヨ
君ヨリ、本令ニ依ル摘發物資ヲ引揚
フヤウナコトヲ、婦人代議士デアルカ
ラ乳幼兒ノ所デ大イニ力ヲ入レタレ
テ、ソレハ、本案ニ贊成サレタノデア
リマス、仍テ採決ノ結果滿場一致ヲ以
テ本令ニ對シ承諾ヲ與フベキモノナリ
ト決マリマシタカラ、ドウゾ宜シク願ヒ
マス、此ノ段御報告申上ゲマス(拍手)
○議長(権員證三君) 本件ハ承諾ヲ與
フルニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕
○議長(権員證三君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ本件ハ承諾ヲ與フルニ決
シマシタ
○議長(権員證三君) 本件ハ承諾ヲ與
フルニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕
○議長(権員證三君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ本件ハ承諾ヲ與フルニ決
シマシタ
○議長(権員證三君) 本件ハ承諾ヲ與
フルニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕
○議長(権員證三君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレ
マシタ——日程第六、金融緊急措置
令、日程第七、日本銀行券預入令、日程
第八、昭和二十一年勅令第九十號、日
程第九、臨時財產調査令、日程第十、
昭和二十一年勅令第一百二十八號、日程
第十一、昭和二十一年勅令第一百十一
號、日程第十二、昭和二十一年勅令第

右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フベキモノト議決シタ因ツテコヨニ報告スル

昭和二十一年七月九日

委員長 竹田 儀一

衆議院議長権員詮三殿

報告書

一 昭和二十一年勅令第二百四十一號(外地等職員の歸還に伴ひ要する経費等支出の件)(承諾を求める件)

右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フベキモノト議決シタ因ツテコヨニ報告スル

昭和二十一年七月九日

委員長 竹田 儀一

衆議院議長権員詮三殿

〔竹田儀一君登壇〕

○竹田儀一君 今議題トナリマシタ

金融緊急措置令外十一件ノ緊急勅令ニ對スル事後承諾案ノ委員會ニ於ケル審議ノ經過並ニ結果ニ付テ御報告申上ゲ

マス、右十二件ノ緊急勅令ノ事後承諾案ニ付テハ、本月三日カラ六日ニ亘リ

委員會ヲ開クコト五回、慎重審議ヲ遂

ゲ、現下深刻ナル世相ヲ反映致シマシテ終始熱心ニ質疑應答方行ハレタノデ

アリマス、詳細ハ速記録ニ依ツテ御承知ヲ願フコトト致シマシテ、其ノ主ナ

ル質疑應答ノ内容ヲ御紹介申上ゲタイ

ト思ヒマス

第一ニ金融緊急措置ノ廢止ノ時期如何ト云フ御質問ガアリマシタガ、之ニ

對政府ヨリハ、本措置ハ飽クマデモ

臨時的ナ措置デアツテ、出來得レバ可及的速カニ廢止シテ、新聞一本ノ經濟

ヲ確立スベキデアルト考ヘルガ、現下

ノ物資ノ状況、物價ノ情勢、財政ノ見

透シ等ヨリ見ル時ハ、今直チニ之ヲ廢

止スルコトハ困難ナ事態ニアル、故ニ

漸進的ニ新聞經濟ニ移行セシムルコト

ニ致シタ旨ノ御答辯ガゴザイマシタ

第二ニ「インフレーション」對策

トシテ金融面ニ於テハ金融緊急措置ニ

依リ相當ノ效果ヲ收メタガ、物資而ニ

於ケル措置ガ不十分デアツタ爲ニ、結

局ニ於テ成功シテ居ナイト認メラレル

ガ、政府ノ對策ハドウカト云フ御質問

ガアリマシタ、之ニ對シテ政府ヨリ

ハ、「インフレーション」ノ防止ハ金融

ノ措置ノミニ依リナシ得ルモノデナイ

コトハ御指摘ノ通リデアツテ、殊ニ物

資ノ不足セル現状ニ於テハ、物資ノ生

産及ビ配給等ニ關スル綜合的諸施策ト

一體的ニ行フベキモノデアツテ、此ノ

方針ノ下ニ銳意努力シツ、アル旨ノ御

答辯ガゴザイマシタ

第三ニ個人的生活費ニ於ケル現行五

百圓ノ件ノ問題ガ凡ユル角度カラ論議

セラレタノデゴザイマス、例ハ、物價

ノ現状ニ顧ミマシテ、一世帶五百圓ヲ

以テシテハ到底最低生活ヲ維持スルコ

トハ困難デアルカラ、直チニ之ヲ緩和

スペキモノデハナイカ、更ニ五百圓以

下ノ勤勞所得ニ對スル分類所得稅ノ課

稅ハ廢止シテハドウカ、又政府ノ下級

職員ノ待遇ヲ大幅ニ改善スベキデハナ

イカ等ノ御質疑ガ行ハレタノデアリマス、之ニ對シマシテ政府ヨリハ、給與支

付ニ對スル現行五百圓ノ俸ハ成ベク早

イ時期ニ廢止シタ旨考ヘデアルガ、現

下諸般ノ情勢ヨリ致シマシテ、今直チ

ニ之ヲ實行スル譯ニハ行カナイ、尙ホ

モ認メラレテ居ルノデアルカラ、非常

ニ窮屈トハ思ヒマスルガ、今暫クノ間

オ互ニヒニ之シキニ耐ヘテ御辛抱ヲシテ

戴キタイ、次ニ勤勞所得ニ對スル分類

ニ過ギルカラ、之ヲモソツ積極的ニ活

用セシメテハドウカ、斯ウ云フ御質問

ト云フマデニハ行カナイカラ、無條件ニ

付テ、庶民金庫ノ貸付ハ少シク消極的

ニ對シマシテハ、政府ヨリハ引揚者ノ

實情ハ實ニオ氣ノ毒デアルカラ、十分

テ援護ノ方法ヲ講ジタイ、併シ庶民金

庫ハ救濟機關デハナイカラ、無條件ニ

上ゲテ負擔ノ輕減ヲ圖ツタノデアツ

テ、之ヲ直チニ擴張スルト云フコトハ

現行稅制ノ上ヨリ見マシテ適當デナイ

ト考ヘル、又政府下級職員ノ待遇改善

ニ付テハ、最近大體五割程度ノ増額ヲ

決定シタガ、尙ホ若干ノ增加ヲ考慮中

ニ付テハ、更ニ給與制度ノ根本的改革ニ

付テモ下研究中デアルトノ御答辯ガ

ゴザイマシタ

第四ニ金融緊急措置ハ特ニ中小企

業ヲシテ極度ノ資金難ニ陥ラセテ、生

産ノ増強ヲ阻碍シテ居ルト認メラレル

ガ、政府ノ御所見ハドウデアルカラ云

フ御質問ニ對シマシテハ、政府ハ中小工

業ヲシテ極度ノ資金難ニ陥ラセテ、生

慮ヲ加ヘテ居リマス、又國家のナ緊要ス、之ニ對スル現行五百圓ノ俸ハ成ベク早

業ニ對スル金融上ノ援助ニ對シ、政府

ス、之ニ對スル現行五百圓ノ俸ハ成ベク早

水準ニ近付ケタニ過ギナイ旨ノ御答辯ガゴザイマシタ

第七ニ財產稅ノ免稅點、負擔ノ衡平

ニ付テ御質問ナサレタノニ對シ、政府

ヨリハ具體的ナ御言明ハナカツタノデ

アリマスガ、免稅點ハ少クトモ三萬圓

以上トナルコト、負擔ノ衡平ニ付テハ

テ質サレルト共ニ、其ノ收入金ノ使途

ニ付テ御質問ナサレタノニ對シ、政府

ヨリハ具體的ナ御言明ハナカツタノデ

アリマスガ、

ノコサイマスカレトモ多シノ三分ノ一負擔、或ハ三分ノ二補助、或ハ四分ノ二補助ト云フヤウナ補助ノ仕方ヲ致シマシテ、縣ノ方ニ於キマシテハ此ノ補助ノ足リナイ所ハ全部之ヲ補ツテ、事業ニ足シ前ヲシタ費用ニ依ツテ、地方費ハナクナツテシマツタノアリマスガ、眞ニ地方ニ適切ナル事業ヲ行ハント致シマスナラバ、必ズ起債ニ依ラナケレバナラナインデアリマスガ、此ノ起債ハ餘程ノコトガナケレバ許サレナシノアリマシテ、地方ノ新規事業が起ル筈ハナインデアリマス、ソレ故ニ知事ハ必要ナル事業ノ國庫補助乃至ハ起債ノ運動ニノミ沒頭シテ居ツタト云フヤウナ状態デアリマスルシ、尙且ツ地方ノ豫算ヲ作リマスニハ、是ハ大蔵省ニ行ツテ色々ト指圖ヲ受ケ、豫算モソコデ作ツタノデハナイカト思ハレルヤウナ豫算ノ編成ノ仕方ヲシテ居ツタノデアリマシテ、實ニ實質上知事ノ權限ト云フモノハ殆ドナイト云ツテ宜イ實情デアツタノデアリマス、斯クシテ知事ハ府縣會ニ提出致シマシタ豫算トデハ、法制ノ上ニ地方自治制度ノ組織ガ出來、知事が民選ニナリマシテモ、地方ニ彈力性を富ム十分ナル財源ヲ與ヘザル限り何ノ地方自治デアルカ、何ノ民主的運營アルカト云フコ

ザル限り依然トシテ中央集權デ官僚化セザルヲ得ナイノデアリマス、如何ナル税ヲ中央ヨリ地方ニ委譲スル御計畫デアリマスカ

第五ハ府縣民稅ノ新設、町村民稅ノ増稅、地租、營業稅、所得稅ノ附加稅ノ大幅引上、及に配付稅ノ增額ニ合ツテ地方ニ與ヘントセラレルヤウデアリマスルガ、是ハ地方制度ノ改正ガ行ハレナクチモ是等ノ増稅ハ出サナケレバナラナイ、與ヘナケレバナラナイモノデハナカツタカト思ノノデアリマス、地方制度ヲ改正致シマシテ、地方財政ノ自主確立ヲ圖ルト云フ際ニ當ツテハ、中央ニ取上ゲテ居ル所ノ稅ヲ一ツデモ委譲シナケレバナラナイト存ズルノデアリマス、以上ノ稅ノ新設或ハ大幅増徵ニ依ツテ是ハ實ニ重稅トナルト思ノノデアリマスガ、斯ウシタノデシイ住民負擔ヲサセテ地方制度確立ニ出發スベキデハナイト思ノノデアリマス、速カニ事務ノ簡素化ヲ圖ツテ國費ノ節減ヲ行ヒ、據テ迫り來ル所ノ經濟的ノ苦難ヲ救フ途ヲ圖ルベキデアリマス、事務ノ簡素化ハ民主化ノ第一要件デアリマス、事務ノ簡素化ノ御計畫ト云フ點ニ付テアリマスガ、府縣ノアリマス

トハ、是ハ容易ナコトデアル、隨テ
屢々斯ウシタ事態ヲ發生シ、自治體ノ
紛争ヲ繋カラシメルモノデアルト思フ
ゾアリマス、内務大臣ハ少數者ニモ
發言ノ機會ヲ與ヘル爲ニ五分ノニシ
タト答辯ヲセラレマシタガ、法律ニモ
表カラ見ナ良タナイト思ノモノデモ、
裏カラ見レバサウ定メル外仕方ガナイ
場合モアルノデアリマス、此ノ問題ニ
付セモ五分ノ一以上トシタ云フコト
ガ百形ノ讓ツテ正シイ談論デアルトシ
テ、其ノ裏ノ面カラ見テ、此ノ數字ニ
依ツテ町村ニ混亂ト紛糾ナ來バモノデ
アルト云フコトヲ御考ヘニセリマセヌ
デシタカ、之ヲ御伺ヒ致シタノソア
リマス、民主主義ノ其ノ本質カラ言ハ
バ多數決ニ從フト云ノコトモ、是レ亦
アリ得ナイコトデアリマスガ、是ハ國
家社會ノ秩序ノ上カラ起リ得ルモノトシ
シテ一般ニ認メラレテ居ル所デアリマス
ス、併シ少數ニ依ツテ律セラレルト云
フコトハアリ得ナイト思フノデアリマス
ス、少數ノ意見ニ聽クコトハ固ヨリ重
要デアリマスガ、本問題ノ如キハ甚ダ
重大ナル結果トナルノデアリマス、内
務大臣ハ又、罷免、解散ハ正當ナリト
認メタル場合ニノミ行フト答辯ヲ致
セレマシタ、請求權ハ餘程ノコトデナ
ム、少數ノ使用セラレナイヤウニシテ、最後
ニ知事ノ認定ヲ俟ツト云フコトハ已ム

度ニマデ容易ク權利ヲ與ヘテ、其ノ認定ヲ知事ニ持タセルト云フコト、即チ其ノ度毎ニ町村長ノ生殺與奪ノ權ヲ知事ニ持タセルト云フコトハ、一般的ニ見テ安當ナルコトデアルトハ思ハレナインデアリマス、之ニ依ツテ人格ノ立派ナル所ノ町、村長ガ立候補ノシナイデアラウト豫想セラレルカ、左様ナルヨトヲ豫想致サレマセスカ、假令豫想サレテモ已ム得ナイトノ御見解デアリマスカ、御意見ヲ伺ヒタインデアリマス、選舉ニ於テ多數ノ候補者ガアリ、其ノ當選資格者ヲ選舉人ノ四分ノ一以上トノ解釋ハ、是ハ比較的多數ノ意味ナリト解シテ居ルノデアリマスガ、壯ノ彈劾權ノ場合ニ於テ五分ノ一以上ハ妥當ナリト思ハル、所ノ根據ヲ御伺ヒ致シタインデアリマス、民主主義ハ多數ヲ以テ解決シ、其ノ間介在者ノ意見如何ニ依ツテ左右セラレナイヤウナ制度トスルコトデアリマシテ、比較的少數ノ意思ヲ採用シテ、介在者タルニ依ツテ認定スルト云フコトハ民主化ニ反シナインデアリマセウカ、此ノ點ニ御意見ヲ御伺ヒ致シタインデアリマス、解職ノ請求ニ對シテ、請求セラレタ者ハ民主的ニ對抗ノ權利ガ認メラテ居リマセス、是ハ片手落チデハナイ度カラズトノ意見ヲ提出シタル時ノベカラズトノ意見ヲ提出シタル時ノ

マス、又内務大臣ハ、將來政黨政治ガ
發達スルカラ、是ガ濫用ニ陷ルコトハ
ナイト答審ヲセラレタノデアリマス
ガ、私達ハ政黨ノ弊害トシテ却テ此ノ
濫用ヲ憂慮致シテ居ルモノデアリマ
ス、斯カル法律ハ此ノ濫用ニ對スル門
戸デアルト思フノデアリマス、此ノ點
ニ付キマシテモ御意見ヲ御伺ヒ致シタ
イノデアリマス、此ノ問題ヲ特ニ分析
シテ質問ヲ致シマシタ理由ハ、斯カル
制定ニ依ルト、町村長ノ地位、極メテ
不安定ナルモノデアリマスルシ、洵ニ
ウルサクナリマスノデ、立派ナル人物
ガ町村長トシテ立候補シナイデアラウ
ト憂慮スルモノデアリマス、内務大臣
ノ如クニ氣輕ニ看過スルニハ、私ハ餘
リニモ重大デアルト思フノデアリマシ
テ、私ノ憂慮スルガ如クンバ、本案ハ
市町村制度ヲ破壊スルモノデハナイカ
ト考ヘルノデアリマス

ニ當リマシテ熟々感ジラレマシタコト
ハ、權利ノ主張ニ終始シテ居ルコトデ
アリマス、固ヨリ解放ノ爲メノ制度ノ
改正デゴザイマスカラ已ムヲ得ナイコ
トデゴザイマスガ、地方制度、殊ニ町
村ノ政治ニ於テハ、權利ノ主張一點張
テハ到底治メテ行クコトハ出來ナイノ
デ、是ハ自治精神ヲ以テ運用スルノデ
ナケレバ、其ノ運用ハ極メテ困難デア
ルノミナラズ、屢々破壊ニマデ陥ルノ
デアリマス、民主主義ハ闘争ニアリ、政
治ハ闘争スルモノナリトノ觀念ガ殆ド
支配的トナリツ、アルノデアリマス
ガ、先づ既設ノ封建制度ヲ破壊スル爲
ニ、闘争ヲ必要トスル場合モ固ヨリア
リ得ルノデアルガ、闘争ガ最後ノ目的
ニアラズシテ、自主相助・相援ノ協同
精神ヲ以テ、闘争ノナキ協同社會ノ建
設コソ、我等ノ目標デナケレバナラナ
イノデアリマス、内務大臣ハ此ノ法律
ノ公布ニ當リマシテ、協同精神ヲ以テ
此ノ法律ノ運用ヲ誤ラザルヤウ注意ヲ
喚起スルノ御意思ハゴザイマセスカ、
之ヲ御伺ヒ致シタイノデアリマスハ之
ヲ以テ私ノ質問ヲ終リマス(拍手)
〔國務大臣大村清一君登壇〕

中上ゲタ通りデアリマス、公選セラレ、
興望ヲ擔ソテ出テ参リマシタ府縣知事ヲ、之ヲ官吏ト致スト云フコトデ、ソ
コデ直チニ悪イ意味ノ官僚性ガ附著ス
ル譯デモナイノデアリマシテ、尙ホ私
共ト致シマシテハ、今後ノ府縣廳ノ更
僚制度ト云ワモノハ、終戦後ノ新事態
ニ即シテ大イニ改善サルベキモノ、又
改善スル方針デゴザイマスノデ、是デ
差支ヘナク府縣行政ハ運營ガ出来ルモ
ノト確信致シテ居リマス、尙ホ御尋ネ
ノ將來ノ問題デゴザイマスガ、是ハ日
本ノ民主化ガ段々神道ニ乘リマシテ、必
ズヤ中央集權ノ弊ヲ矯メテ、地方分權
トナリ、又其ノ結果效ニ官吏制度ニ於
キマシテモ新シイ改善ヲスルト云フ時
期モアリマセウ、殊ニ憲法成立ノ曉
ニ於キマシテハ、必ズヤ公務員法トモ
云フベキモノガ立案サレルモノト信ジ
マスノデ、將來ニ於キマシテハ、或ハ
官吏制度ト云フモノヲスツカリ廢メマ
シテ、一律ノ公務員制度トナルコトモ
有リ得ルト思ヒマス、將來知事ヲ官吏
トスルト云フコトハ、改メ得ル機會モ
來ルモノト想像致シテ居リマス、
次ニ地方政治ノ自主制ヲ確保スベキリ
點ニ付テノ御意見ハ全ク御同感デアリ
マス、地方制度ヲ如何ニ民主化シマシ
シテハ、地方政治ノ自主性、自律性ハ

確立サレナイコトデアリマス、此ノハ
ハ大イニ努メナケレバナラヌ點デアリマス、今期議會ニ提案セント致シテ是
リマス地方稅制及ビ財政ノ改正ニ付モ
況ガ根本デゴザイマスガ、十分ナル叶
源ヲ地方自治確立ノ爲ニ與ヘルコトゾ
遺憾ナガラ出來テ居リマセスガ、併シ
現狀ニ於テ許ス最高限度ノ方途ヲ講ダ
タ積リデアリマス、將來我國經濟時
政ノ立直リト相應ジマシテ、更ニ地主
財政ノ自律性、自主性ノ確保ニ付キ
ハ、第二段ノ考慮ヲ成ベク近ニ将来
於テ講ズベキモノト云ソヤウニ考ヘ
居ル次第アリマス、ソレカラ尙ホ經
雜ナル地方行政ノ事務ヲ簡素化スル、
云フコトハ、是ハ洵ニ緊要ナコトデ
ザイマスノデ、今後モ此ノ點ニ付キ
シテハ十分努力ヲスル積リデ居リマセ
ソレカラ公選知事ニ營繕權ヲ與ヘ
カトノ御尋ネデアリマスガ、府縣知事
ヲ公選ニ致シマシテモ、府縣廳ノ持ム
綜合行政ノ機能ハ、依然トシテ存續
シムルヨトガ適當デアルト考ヘマス
テ、府縣廳ノ性格ニハ少シモ變更ヲ
ヘナインデ宜イ、言ヒ換ヘテ申シマス
ナラバ、現在ノ府縣知事ノ有シテ居
マスル營繕權限ハ、其ノ儘公選知事
シテ掌理セシメルコトニ致ス方針デア
リマス

ヲ選舉致シマス場合ニ於キマシテ、定足數ヲ過半數ト云フコトニ致シマセス故デ、ソレヨリモ低イ所ニ取リマシテ、再選舉ノ煩ヲ避ケル便宜方法ヲ講ジタノデアリマス、是等ノ所ト睨ミ合セマシテ、理論上五分ノ一定程度ガ適當アルト云フコトニ致シタ次第ニアリマス、尙ホ斯ウ云フヤウナ少數者ノ權利ヲ尊重スル意味ニ於キマシテ、請求権利ノ行使ニハ責務モ伴ウテ居ルト云フ利ノ行使ニハ責務モ伴ウテ居ルト云フ自覺ニ於テ、賢明ナル運用ヲ有權者ハスルコト信ズルノデアリマス、尙ホ此ノ少數者ガ請求權ヲ濫用致シマシテ、解職請求ガ適當デナイト言ハレルヤウナ場合ニ於キマシテハ、是ガ解決方法ト致シマシテ、今度ノ改正案ニ於キマシテハ、監督官廳ノ公正ナル認定ニ依ツテソレヲ取捨スルト云フコトニ解决ヲ致シテ居リマス、他ノ諸外國ノ例ニ於キマシテハ、御承知ノ如ク解職請求權ノ最後ノ決定ハ有權者ノ一般投票ニ依ツテ決スルト云フコトニナツテ居リマスガ、選舉ニ慣レテ居リマセス我ガ國ニ於キマシテ、餘り度々選舉ノ行ハレマスコトモ時期尚早ト考ヘマシテ、其ノヤウナ多數ガ決スルト云フツノ理論ヲ、此處デハ便宜ニ從ヒマシテ監督官廳ノ裁定ニ任セルト云フコトニ致シマシタ次第ニアリマス、故ニ若ベカラズト云フヤウナ請願ガ多數出テ

來ルト云フヤウナ場合ニ於キマシテ、其ノ點ヲ
ハ、監督官廳ニ於キマシテ、裁定上ニ善處ス
十分尊重致シマシテ、裁定上ニ善處ス
ルコトト思ノノデアリマス

ソレカラ次ニ知事、市町村長ト地方
議會トノ間ニ於キマシテノ對立、紛爭、
ノ興望ニ依ツテ、多數ノ投票ニ依ツテ
ヲ生ズルト云フコトデゴザイマスル
ガ、此ノ地方自治團體ヲ首長ハ、住民
出テ來ルコトハ中スマデモナイコトデ
アリマス、又地方議會ノ議員モ、多數
ヲ制シテ居ル黨派ハヤハリ團體民ノ多
數ノ興望ヲ撥ツテ出テ來テ居ル議員デ
アリマシテ、知事、市町村長ト地方議
會トノ間ニ於キマシテ常ニ對立ヲ生ズ
ルト云フコトハ先づ想像ガ出來ナイト
思ノノデアリマス、併シ例外的ノ場合
ニ於キマシテハ其ノヤウナコトモアル
デアリマセウ、其ノ際ニ於キマシテ
ハ、知事、市町村長ノ府縣會、市町村
會ノ解散權ニ依ツテソレヲ解決シ、又
反對ニ地方議會ニ於テ知事、市町村長
ノ不信任決議ニ依ツテ解決スルト云フ
コトデ調整ガ付クモノト考ヘテ居ル次
第デアリマス

尙ホ最後ニ地方自治團體ガ其ノ完全
ナル職能ヲ果シマス上ニ於キマシテ
ハ、住民ノ自治ノ精神、公共ノ精神ト
云フモノノ振興ニ俟ツベキ點ハ多大デ
ゴザイマスノデ、我々地方團體ニ關係
ヲ持ツテ居リマス者ト致シマシテ、又
政府ト致シマシテモ、今後政治教育ノ
振興ト云フコトニ付キマシテハ格別ノ

憲法拂フコトニ致シマシテ、サウシテ
旺盛ナル公共精神、自治精神ヲ興致
シマシテ、新時代ノ地方自治ヲ大イニ
進展セシメタイ考ヘデアリマス、此ノ
點ニ於キマシテハ今後政府トシテ出來
ルダケノ努力ヲ致シタイト思ヒマス、
國民諸君モ此ノ點ニ付キマシテハ十分
御協力ヲ御願ヒ中上ゲル次第アリマ
ス(拍手)

○大原博夫君 ……(聽取不能)……
御答辯ヲ戴カナイ點ガアリマスガ(開
エナイ)「登壇ト呼ブ者アリ)は委員
會ニ於テ質問スルコトニ致シマス

○議長(橋貝詮三君) 橋田正則君
〔橋田正則君登壇〕

○橋田正則君 本來ハ小物ガ先ニ出マ
シテ大物ガ後ニ起シト云フノガ普通デ
キマシテ、小物ガ後ニナリマシテ
〔ノーノー〕而モ本法案ニ對シマシテ
本員ノ發言ハ既ニ八人目デゴザイマ
スノデ、各先輩議員カラ主要ナル點ニ
付キマシテハ微ニ入り細ヲ穿ツテ質問
サレ、又政府當局カラモ之ニ對シマス
ル答辯ガアリマシタノデ、大體本法案
難把ニ本員ノ立憲ノ精神、又運用ノ方
針ト云フヤウナコトニ付キマシテ御尋
ねラ致シタイト思フノデアリマス、
儀テ本員ノ質疑ニ當ツテ議長ニ申上
ゲタイコトガアリスルガ、本員ノ質疑

中ニハ、内務大臣、司法大臣、大蔵大臣、
農林大臣、文部大臣、總理大臣、或ハ
又場合ニ依リマシテハ納原國務大臣カ
ラモ御答辯ヲ願ハナケレバナラナイヤ
ウナ點ガアルト思ヒマスルノデ、只今
空席ニナツテ居リマス各關係大臣ニ
ハ、議長カラ御連絡ヲ願ヒマシテ、ソ
レヅ御出席ヲ求メテ賈ヒタイト思ヒ
マス

〔議長、後廻シニ願ヒマス〕ト呼
ビ其ノ他發言スル者アリ)
○議長(橋貝詮三君) 静浦ニ
○橋田正則君(續) 現下ノ國情ノ推移
ト世論ノ動向ニ鑑ミ、府縣、市町村
ノ組織及び運營ノ民主化ヲ圖リ、地方
自治體ノ本旨ノ徹底ヲ期スル爲め府縣
制、市町村制ノ一部ヲ改正スル云々、
是が今回政府提案ノ府縣制、市町村制
ノ一部ヲ改正スルト云フ理由アリマ
ス、事實現在ノ府縣制、市町村制ハ明
治時代ニ制定サレタモノニアリマシ
テ、地方自治ト云ヒマシテモ、其ノ實
ハ結局封建的、官僚的ナ出先御用機關
ニシカ過ギナカツタノデアリマス、殊
ニ今次大戰中ハ中央政府ヤ議會ガ軍
國御用機關トシテ無力化スルニ連レマ
シ、地方廳や地方議會モ亦有名無實且
ツ無力ナモノニナツテシマツタノデア
リマス、而シテ其ノナス所ハ單ナル戰
争行為ノ上意下達機關ニシカ過ギナイ
ト共ニ、一面府縣ノ自治運營ヲヤラセ
ヨウトスル方針デアルコトガ判然ト窺
ハシテモ、政府ハ何處マデモ府縣知事
ハ官吏トシテ、一面國政ニ當ラセマス
トノ連絡ヲ密接ニセシメルト云フ點カ
ラシテモ、政府ハ何處マデモ府縣知事
ノ身分ニ官吏ノ一面ヲ持タセ、中央
事ノ身分ニ官吏ノ一面ヲ持タセ、中央
トノ連絡ヲ密接ニセシメルト云フ點カ
ラシテモ、政府ハ何處マデモ府縣知事
勤務ニ對シマシテモ相當ナ威令ヲ行ハ
ナケレバナラナイヤウニナルノデアリ
マス、御承知ノ如ク終戰後官吏「サボ
ル」ノデアリマシテ、官廳ノ非能率的ナ
行動ヤ不親切ハ、國民ノ齊シク指揮シ
テ居ル所デアリマスガ、其ノ理由トシ

ナケレバナラナイ、謂ハバ日本民主化
ノ重要ナ條件ノ一ツナツタノデアリ
マス、隨テ今回地方制度改革ノ最大眼
ノ意圖ヲ廣汎且ツ有效ニ地方自治ニ反
映セシメントスルニアルト信ゼラレル
ノデアリマス、所ガ此ノ度ノ改正案ノ
最大目標デアリマスル所ノ知事ト市町
村長ノ公選ニ付キマシテモ、本案上程
以來既ニ先輩各議員カラ質疑サレタ如
ク、其ノ内容ニ幾多ノ矛盾ト不合理ナ
點ガアルノデアリマス、例へバ只今前議
員モ御質疑ナサレマシタヤウニ、府縣
知事ハ何處マデモ公更デナケレバナラ
ナイ、又或ハ知事以下、部長以下ノ全
部ノ官吏モ、之ヲ公吏トシナバナラ
ナイト云フヤウナ點、其ノ他選舉ノ關
係ニ於キマシテモ、地方財政ノ問題ニ
致シマシテモ、色々改正シナケレバ
ナラナイ點ガアルノデアリマスケレド
モ、内務大臣ノ數次ニ百リマスル所ノ
答辯ニ依リマスレバ、府縣「ブロック」
制ノ助長防止等ノ點ヲ考慮シ、特ニ知
事ノ身分ニ官吏ノ一面ヲ持タセ、中央
トノ連絡ヲ密接ニセシメルト云フ點カ
ラシテモ、政府ハ何處マデモ府縣知事
ノ地位ニ立ツ官吏ナドハ、須ラク今少
シクモ官吏タラン者ハ、民ト直接接觸
ヲ共ニスル所ノ町村長ヤ警察官ノ一度
位ヤツタ者デナケレバ、眞ニ民主主義政
治ハ實現サレナイト思フノデアリマス
(拍手)政府ハ官吏採用ニ付キマシテノ

ナケレバナラナイ、謂ハバ日本民主化
ノ重要ナ條件ノ一ツナツタノデアリ
マス、隨テ今回地方制度改革ノ最大眼
ノ意圖ヲ廣汎且ツ有效ニ地方自治ニ反
映セシメントスルニアルト信ゼラレル
ノデアリマス、所ガ此ノ度ノ改正案ノ
最大目標デアリマスル所ノ知事ト市町
村長ノ公選ニ付キマシテモ、本案上程
以來既ニ先輩各議員カラ質疑サレタ如
ク、其ノ内容ニ幾多ノ矛盾ト不合理ナ
點ガアルノデアリマス、例へバ只今前議
員モ御質疑ナサレマシタヤウニ、府縣
知事ハ何處マデモ公更デナケレバナラ
ナイ、又或ハ知事以下、部長以下ノ全
部ノ官吏モ、之ヲ公吏トシナバナラ
ナイト云フヤウナ點、其ノ他選舉ノ關
係ニ於キマシテモ、地方財政ノ問題ニ
致シマシテモ、色々改正シナケレバ
ナラナイ點ガアルノデアリマスケレド
モ、内務大臣ノ數次ニ百リマスル所ノ
答辯ニ依リマスレバ、府縣「ブロック」
制ノ助長防止等ノ點ヲ考慮シ、特ニ知
事ノ身分ニ官吏ノ一面ヲ持タセ、中央
トノ連絡ヲ密接ニセシメルト云フ點カ
ラシテモ、政府ハ何處マデモ府縣知事
ノ地位ニ立ツ官吏ナドハ、須ラク今少
シクモ官吏タラン者ハ、民ト直接接觸
ヲ共ニスル所ノ町村長ヤ警察官ノ一度
位ヤツタ者デナケレバ、眞ニ民主主義政
治ハ實現サレナイト思フノデアリマス
(拍手)政府ハ官吏採用ニ付キマシテノ

ナケレバナラナイ、謂ハバ日本民主化
ノ重要ナ條件ノ一ツナツタノデアリ
マス、隨テ今回地方制度改革ノ最大眼
ノ意圖ヲ廣汎且ツ有效ニ地方自治ニ反
映セシメントスルニアルト信ゼラレル
ノデアリマス、所ガ此ノ度ノ改正案ノ
最大目標デアリマスル所ノ知事ト市町
村長ノ公選ニ付キマシテモ、本案上程
以來既ニ先輩各議員カラ質疑サレタ如
ク、其ノ内容ニ幾多ノ矛盾ト不合理ナ
點ガアルノデアリマス、例へバ只今前議
員モ御質疑ナサレマシタヤウニ、府縣
知事ハ何處マデモ公更デナケレバナラ
ナイ、又或ハ知事以下、部長以下ノ全
部ノ官吏モ、之ヲ公吏トシナバナラ
ナイト云フヤウナ點、其ノ他選舉ノ關
係ニ於キマシテモ、地方財政ノ問題ニ
致シマシテモ、色々改正シナケレバ
ナラナイ點ガアルノデアリマスケレド
モ、内務大臣ノ數次ニ百リマスル所ノ
答辯ニ依リマスレバ、府縣「ブロック」
制ノ助長防止等ノ點ヲ考慮シ、特ニ知
事ノ身分ニ官吏ノ一面ヲ持タセ、中央
トノ連絡ヲ密接ニセシメルト云フ點カ
ラシテモ、政府ハ何處マデモ府縣知事
ノ地位ニ立ツ官吏ナドハ、須ラク今少
シクモ官吏タラン者ハ、民ト直接接觸
ヲ共ニスル所ノ町村長ヤ警察官ノ一度
位ヤツタ者デナケレバ、眞ニ民主主義政
治ハ實現サレナイト思フノデアリマス
(拍手)政府ハ官吏採用ニ付キマシテノ

ナケレバナラナイ、謂ハバ日本民主化
ノ重要ナ條件ノ一ツナツタノデアリ
マス、隨テ今回地方制度改革ノ最大眼
ノ意圖ヲ廣汎且ツ有效ニ地方自治ニ反
映セシメントスルニアルト信ゼラレル
ノデアリマス、所ガ此ノ度ノ改正案ノ
最大目標デアリマスル所ノ知事ト市町
村長ノ公選ニ付キマシテモ、本案上程
以來既ニ先輩各議員カラ質疑サレタ如
ク、其ノ内容ニ幾多ノ矛盾ト不合理ナ
點ガアルノデアリマス、例へバ只今前議
員モ御質疑ナサレマシタヤウニ、府縣
知事ハ何處マデモ公更デナケレバナラ
ナイ、又或ハ知事以下、部長以下ノ全
部ノ官吏モ、之ヲ公吏トシナバナラ
ナイト云フヤウナ點、其ノ他選舉ノ關
係ニ於キマシテモ、地方財政ノ問題ニ
致シマシテモ、色々改正シナケレバ
ナラナイ點ガアルノデアリマスケレド
モ、内務大臣ノ數次ニ百リマスル所ノ
答辯ニ依リマスレバ、府縣「ブロック」
制ノ助長防止等ノ點ヲ考慮シ、特ニ知
事ノ身分ニ官吏ノ一面ヲ持タセ、中央
トノ連絡ヲ密接ニセシメルト云フ點カ
ラシテモ、政府ハ何處マデモ府縣知事
ノ地位ニ立ツ官吏ナドハ、須ラク今少
シクモ官吏タラン者ハ、民ト直接接觸
ヲ共ニスル所ノ町村長ヤ警察官ノ一度
位ヤツタ者デナケレバ、眞ニ民主主義政
治ハ實現サレナイト思フノデアリマス
(拍手)政府ハ官吏採用ニ付キマシテノ

ルカ、御伺ヒ致シタイト思ヒマス

次ニ凡ユル法案ガ如何ニ立派ニ出来
マシテモ、之ヲ用ヒル所ノモノハ國民
デアリマス、人デアリマス、如何ニ立
派ナモノデアリマシテモ、之ヲ用フル
コトガ出来ナカツタナラバ何ニモナラ
ナイノデアリマス、最近我ガ國ノ社會
秩序ハ甚ダシク紊亂致シマシテ、此ノ
儘ニ推移センカ、眞ニ亡國ノ外ハナ
ク、政府ハ義ニ社會秩序保持ニ關スル
聲明ヲ發表シタコトハ、洵ニ時ニ適シ
タ處置トシテ國民ノ齊シク歡迎スル所
ニアリマス、言ノマテモナク今次ノ敗
戰ノ原因ガ、多年ニ瓦ル軍閥、官僚等
ノ專制横暴ニアリトハ云ヘ、一タビ敗
戰ト云フ冷感ナル現實ニ直面シタ以上、
官吏モ等シク日本ノ國民デアルコトダ
ケハ、オ瓦ヒニヨク考ヘナケレバナラ
ナイト思ヒマス、勿論其ノ批政、其ノ
非行ニ對ジマシテハ何處マデモ之ヲ糺
ケハ、オ瓦ヒニヨク考ヘナケレバナラ
ナイト思ヒマス、殊ニ二部ノ者ノ非行ヲ擧ゲテ
之ヲ全體ナリトシテ指揮スルガガ如キ
官民融和ノ政治ハ實現サレナイノデア
リマス、殊ニ二部ノ者ノ非行ヲ擧ゲテ
之ヲ全體ナリトシテ指揮スルガガ如キ
行動行爲ハ、嚴ニ之ヲ慎マナケレバナ
ラナイト同時ニ、國民ノ斷然排撃スル
所デアリマス、最近官僚ニ對ジマスル
惡評ハ、一部特殊政策等ノ宣傳モ手傳
テ済ニ甚ダシイモノガアリマスガ、
是ガ爲メ官僚ノ多クハ甚ダシク萎縮
シ、引込思案トナリ、自己ノ職責ニ對
スル自信スラ失ツテ、唯事勿れ主義ニ
其ノ日暮シデヤツテ居ルト云フヤウナ
寶情デアリマスガ、斯クテハ官僚「サ
ボ」ノ原因ガ指揮惡評スル側ニモアリ、
殊ニ斯クノ如キ狀態デハ法治國トシテ
ハ、是デハ眞ニ地方自治體ノ民主化
ノ生活ニ關係アル事務ハ殆ド放任サレ
テ居ルト云フノガ實情デアリマスル
ノ横行カラ、野荒シ、闊行爲等々眞ニ
物情驟然タル事情下ニ於テハ、現在ノ
警察力ハ國民ノ安寧秩序ヲ保持スル
職員ヲ全員スルコトモ出來ナイト思ヒ
マス、終戰後我ガ國民ハ會合ノ自由、
高指導者ノ命令ヤ強壓ニ依ルヤウナ已
ムヲ得ナイ場合ハ、責任者ヲ除イテ一
般官吏等ノ責任ハ、敗戰ト云フコトニ依
ツテ一先ツ解消シタモノト見ナケレバ
ナリマセス、ソレヲ唯官僚ガ悪い、官
僚ガ悪いト言ツテ見テモ當ラナイノデ
アリマス、官僚ガ悪いハ何處ガ悪い
ノカ、其ノ原因ハ何處ニアルノカ、ソ
レヲ直スニハドウスレバ宜イカト云フ
コトヲ國民全體デ能ク考へ、特ニ此ノ

衆議院等ニ於キマシテハ、オ互ヒニ本

當ニ眞剣ニ考ヘマシテ善ク教ヘ、善ク
導イテ、皆ノ力デソレヲ直シテ行クト
云ノ風デナカツタナラバ、到底何時ニ
ナツテモ住ミ好キ我ガ村、住ミ好キ我
ガ市、住ミ好キ我ガ國家ヲ作り、平和
日本ヲ建設スルコトハ到底出來ナイバ
カリデナク、斯クテハ何時ニナツテモ
官民融和ノ政治ハ實現サレナイノデア
リマス、殊ニ二部ノ者ノ非行ヲ擧ゲテ
之ヲ全體ナリトシテ指揮スルガガ如キ
行動行爲ハ、嚴ニ之ヲ慎マナケレバナ
ラナイト同時ニ、國民ノ斷然排撃スル
所デアリマス、最近官僚ニ對ジマスル
惡評ハ、一部特殊政策等ノ宣傳モ手傳
テ済ニ甚ダシイモノガアリマスガ、
是ガ爲メ官僚ノ多クハ甚ダシク萎縮
シ、引込思案トナリ、自己ノ職責ニ對
スル自信スラ失ツテ、唯事勿れ主義ニ
其ノ日暮シデヤツテ居ルト云フヤウナ
寶情デアリマスガ、斯クテハ官僚「サ
ボ」ノ原因ガ指揮惡評スル側ニモアリ、
殊ニ斯クノ如キ狀態デハ法治國トシテ
ハ、是デハ眞ニ地方自治體ノ民主化
ノ生活ニ關係アル事務ハ殆ド放任サレ
テ居ルト云フノガ實情デアリマスル
ノ横行カラ、野荒シ、闊行爲等々眞ニ
物情驟然タル事情下ニ於テハ、現在ノ
警察力ハ國民ノ安寧秩序ヲ保持スル
職員ヲ全員スルコトモ出來ナイト思ヒ
マス、終戰後我ガ國民ハ會合ノ自由、
高指導者ノ命令ヤ強壓ニ依ルヤウナ已
ムヲ得ナイ場合ハ、責任者ヲ除イテ一
般官吏等ノ責任ハ、敗戰ト云フコトニ依
ツテ一先ツ解消シタモノト見ナケレバ
ナリマセス、ソレヲ唯官僚ガ悪い、官
僚ガ悪いト言ツテ見テモ當ラナイノデ
アリマス、官僚ガ悪いハ何處ガ悪い
ノカ、其ノ原因ハ何處ニアルノカ、ソ
レヲ直スニハドウスレバ宜イカト云フ
コトヲ國民全體デ能ク考へ、特ニ此ノ

カラ侵入シタリ、或ハ脅迫シタリ、ヤ

レ人民裁判ダナドト言ツテ、個人ノ人權
ヲ平然ト躊躇シ、人ノ名譽ヲ傷ツケタ
リスルガ如キ行動ヲナス者ガアルガ、ヤ
リスルガ如キ印染ヲ國民ニ與ヘテ居ル
リ、其ノ特權ヲ持ツテ居ルモノダナド
ト云ノガ如キ印染ヲ國民ニ與ヘテ居ル
ル特殊ナル政黨等ノ正當ナル權限デア
リ、コトヲ甚ダ遺憾ニ思フモノデアリマ
スガ、斯カル行過ギノ不當ナル行動ヲ
ナス政黨ヤ其ノ黨員ニ對シテ、當局ノ
行動行爲ハ、嚴ニ之ヲ慎マナケレバナ
ラナイト同時ニ、國民ノ斷然排撃スル
所デアリマス、最近官僚ニ對ジマスル
惡評ハ、一部特殊政策等ノ宣傳モ手傳
テ済ニ甚ダシイモノガアリマスガ、
是ガ爲メ官僚ノ多クハ甚ダシク萎縮
シ、引込思案トナリ、自己ノ職責ニ對
スル自信スラ失ツテ、唯事勿れ主義ニ
其ノ日暮シデヤツテ居ルト云フヤウナ
寶情デアリマスガ、斯クテハ官僚「サ
ボ」ノ原因ガ指揮惡評スル側ニモアリ、
殊ニ斯クノ如キ狀態デハ法治國トシテ
ハ、是デハ眞ニ地方自治體ノ民主化
ノ生活ニ關係アル事務ハ殆ド放任サレ
テ居ルト云フノガ實情デアリマスル
ノ横行カラ、野荒シ、闊行爲等々眞ニ
物情驟然タル事情下ニ於テハ、現在ノ
警察力ハ國民ノ安寧秩序ヲ保持スル
職員ヲ全員スルコトモ出來ナイト思ヒ
マス、終戰後我ガ國民ハ會合ノ自由、
高指導者ノ命令ヤ強壓ニ依ルヤウナ已
ムヲ得ナイ場合ハ、責任者ヲ除イテ一
般官吏等ノ責任ハ、敗戰ト云フコトニ依
ツテ一先ツ解消シタモノト見ナケレバ
ナリマセス、ソレヲ唯官僚ガ悪い、官
僚ガ悪いト言ツテ見テモ當ラナイノデ
アリマス、官僚ガ悪いハ何處ガ悪い
ノカ、其ノ原因ハ何處ニアルノカ、ソ
レヲ直スニハドウスレバ宜イカト云フ
コトヲ國民全體デ能ク考へ、特ニ此ノ

尙ホ次ニ善政ハ善人カラ、善人ハ食

ノ安定カラデス、須ラク善良ナル官公吏
ヲ得ントスルニハ、現在「インフレ」下、
下級官公吏、教職員ニ對シ、恩切ツテ
待遇ノ改善ヲスル所ノ施策ノ必要ガア
ルト思ヒマスガ、此ノ點ニ對シマシテ
大藏大臣ノ所見ヲ承リタイト思ヒマス
尙ホ政府ハ本法案ニ依リ地方議會ノ
選舉ニ臨マレル場合ニ、其ノ選舉方法
は如何ニスルカ、例ヘバ其ノ區域、又
シマ記カ連記カト云ノヤウナ點、用紙ノ
配給、共同演說會ノ開催ト云ツタヤウ
ナコトニ付テ政府ノ御考ヘヲ承リタイ
ト思ヒマス

限ヲヤハリ市町村長ニ與ヘテ貰ハナケ

レバナラヌコトニナルノデアリマス、
サウシテ國家行政ノ健全ナル確立ノ前
提ト致シマシテ、先づ以テ其ノ基礎デ
アル市町村ガ、政治的ニモ、經濟的ニ
モ、文化的ニモ、ユツタリトシタ、丸
ヤカナ、而モ強力ニシテ健全ナル自治
體トナラナケレバナラナイト思ヒマ
ス、其ノ爲ニハ、先づ有爲ナ人材ヲ一人
デモ多ク養成シナケレバナラナイ、サ
ウシテウント勤カセナケレバナラナ
イ、又町村民ノ個々ガ體カニナラナケ
レバナラナイ、其ノ爲ニハ、町村民ニ
過重ノ負擔ヤ不公平ナ供出ナドヲサセ
テハナラナイ、尙ホ又文化ニモ惠マセ
テヤラナケレバナラナイ、サウシテ此
ノ體カニシテ明朗ナ個々ノ基礎ノ上ニ
立ツタ協力一致ノ集團タル地方自治體
ニナツテコソ、初メテ國家ノ再建モ出
來ルモノデアルガ、斯様ナ見地カラ市
町村長ノ權限擴大モ必要ニナツテ來ル
ノデアリマス、其ノ中デモ當面最モ必
要ナ事項トシテ、次ノ諸點ニ付テ關係
大臣ノ所見ヲ承リタイト思ヒマス
一ツハ國政事務ヲ取扱フ市町村吏員
ノ諸給與ハ、之ヲ國庫負擔トスル意思
ハナイカ、戰災都市民並ニ復員軍人
軍屬、外地引揚同胞等ニ對シ、一定期
間各種納稅ノ輕減又ハ免除ヲナス考ヘ
ハナイカ、町村自治體ノ活潑ナル運營
シ得ルヤウ制度ヲ改正シ、自治體財政
確立ニ役立タセタラドウカ、現在私物

化シ、多クハ安易ナ娛樂ト閑商人ニ轉落シツ、アル青年學校生徒ニ對シ、町長、青年學校長等が強制入學ヲセシムル法的根據ヲ持タセル意想ハナイカ、各種平和產業ノ發達ト生產ノ増強、供出ノ完遂ヲ圖リ、勞銀調整ヲナス爲メ、市町村長ニ努力ノ調整ニ對スル法的根據ヲ與ヘテハドウカ、戰時中農業會長ヲ市町村長ガ兼務シタコトニ依ツテ、非常ナル實績ヲ擧ゲテ居ルト云フ事實ニ鑑ミマシテ、政府ノ意圖シテ居リマス農業協同組合法ニ、農業會長ハ市町村長ヲ以テ充テルト云フヤウニ法的根據ヲ入レル意思ハナイカ、新憲法ニ依ツテ行政裁判所ハドウナルカ、尙ホ現在行政裁判ニナツテ居ル山林デ、相當多クノ原生林ナドガ、年々枯損ニ因ル損害ガ非常ニ多イト思フガ、木材資源不足ノ折、之ヲ地元府縣夏八町村ニ投出シテ、地方自治體ノ財政確立ヲサセ、一面戰災地復興ヤ、木炭、木材等ノ增産ヲ圖ラシムル考へハイカ

ル帝國議會ノ議員ガ知事ヲ兼ネル所ニ、何處ニ不思議ガアルカ、寧口是ハ府縣知事ハ國民ノ代表タル衆議院議員中ヨリ之ヲ選ブト云ソガ如クナスベキダト思ヒマスガ、之ニ對スル當局ノ御考へハドウデアリマスカ、尙ホ本員ハ、最近現職知事が此ノ法案ノ通過ヲ見越シテ、盛ニニ居出前ノ選舉運動ヲヤツテ居ルト云ソコトヲ耳ニシテ居ルガ(拍手)斯クノ如キ事實ガアレバ實ニ不都合千萬デアリ、公選ノ趣旨ニ反スルト思フガ、斯クノ如キ弊ヲ内務大臣ハ聞イテ居ルカ、又斯様ナ誤解ヲ持タセナリイ爲ニモ、本法施行前ニ、現在ノ知事ヲ——今朝程新聞ニ發表ニナツテ居リマスルガ、アンナ程度デナク、モット全国的ノ大異動ヲ斷行スル考ヘガアルカドウカ、此ノ點ヲ御伺ヒ致シタイト思ヒマス

○磯田正則君(續) 事項ニ付キマシテ、關係大臣ノ答辯ヲ「聖ミマシテ、本員ノ質疑ヲ終リマス」
トテ「關係ガアルト信ズルカ」ト呼ビ其ノ他發言スル者アリ」
○議長(樋貝豎三君) 私語ヲ禁ジマス
〔國務大臣大村清一君登壇〕
○國務大臣(大村清一君) 只今御質問ノアリマシタ中、私ニ關係シテ居る部分ヲ先づ御答へ申上ダマス
府縣知事ノ權限ヲ擴張スベキデハナカト云フ御尋ネアリマス、府縣知事ヲ公選致シ、サウシテ府縣廳ノ職員ヲ悉ク公吏ニスルト云フ建前ヲ執リマスト、現在ノ如キ府縣廳ノ仕事ハ自治行政ノ面ニ限ラレマシテ、國ノ行政ノ面ガ逸スルコトニナリマシテ、府縣廳ノ權限ハ餘程狭クナルコトヲ免レナイト思ノノデアリマスガ、今回ノ改正案ニ於キマシテハ、現在ノ府縣廳ノ持ツテ居リマスル二重性格ヲ其ノ體存續致シマシテ、サウシテ自治行政ノ面ハ二層之ヲ民主化シ、自洽化スルト云フコトニ努メマスルト同時ニ、公選知事ノ持ツテ居リマスル民主性ニ依リマシテ、今日ノ府縣ノ持ツテ居リマスル官治面ニモ民主性ヲ確保シタイト云フヨトニ相成ツテ居ル譯アリマス、知事公選ガ行ハレマスルナラバ、多數府縣アリマス、此ノヤウニ相成リマスレ

バ、政府ト致シマシテソ順次中央集權カラ地方分權ニ事務ヲ移行サセルト云
フコトハ、當然ノ歸趨デアルト思フノアリ
デアリマス、現在ノ知事ノ權限ハ、改
正制度ニ於キマシテソ或ル程度必要ナ
ル擴張ヲ致シテ居リマスルガ、今後改
地方制度ノ實施ノ成績ニ依リマシテ、
段々ト府縣知事ノ權限ハ更ニ擴充サレ
ルモノト信ジテ居ル次第アリマス、
ソレカラ内務省ト致シマシテハ、國民
ニ接觸スル機會ガ最モ多イノデアリマ
ス故ニ、内務省系官吏ノ採用ニ付キマ
シテハ、今後一層ノ注意ヲ拂ヒマシ
テ、國民ノ公僕トシテ民主主義政治ノ
要諦ヲ體得シ、民生ノ爲ニ全能力ヲ傾
倒スルト云フコトニ最善ヲ期スル積リ
デアリマス、尙又現任官吏ノ進退等ニ
教養乃至ハ今後ノ執務ノヤリ方ニ付テ
ノ注意ト云フヤウナ點ニモ留意致シマ
シテ最善ヲ期スル積リデアリマス
ト云フコトデアリマス、終戰前ニ於キ
マシテ警防團等ノ所謂補助警察ガ或ル
程度發達ヲ見タノデアリマスルガ、ア
トト考ヘマス、新時代ニ對スル警察ノ
行キ方ニ付キマシテハ、日下折角考究
致シマスコトハ、餘程考慮ヲ要スルコ
程度發達ヲ見タノデアリマスルガ、ア
マシテ、適切ナル補助警察ガ考案サ
レ、運營ノ自信ヲ得ルナラバ、ソレヲ考
慮シテ見タイト云フヤウニ考ヘテ居
ル次第デアリマス

ハ、選舉區モ從來通リテ何等變更ハザ
ザイマセス、又連記自體ニ付キマシテ
モ相當検討ヲ要スル點モアリマスルノ
デ、地方制度ニ於キマシテハ、制限連
記制ヲ採用スル意圖ハゴザイマセス、
用紙ニ付キマシテハ、是ガ確保ニ付テ
折角努力中デアリマス
國政事務ヲ取扱ノ町村吏員ノ俸給ヲ
全額國庫デ支辨シタラドウカト云フ御
尋ネデアザイマスルガ、町村役場ノ職
員ノ中、専ラ國政事務ノミヲ扱フ者
ト、其ノ他ノ者トヲ區分致シマスコト
モ、實際問題トシテ困難デアリマス、
政府ト致シマシテハ、町村役場ガ國政
事務、委任事務、固有事務ヲ遂行スル
ニ必要ナル財源ヲ、或ハ自己ノ課稅權
ニ依リマシテ、或ハ國庫ノ交付金ニ依
ツテ、乃至ハ補給金ニ依ツチ扱フ、サ
ウシテソレ等ノ總テノ仕事ガ扱ヒ得ル
財源ヲ十分ニ考慮スルト云フコトデ此
ノ問題ヲ解決スルノガ、寧ロ實際論ト
シテ適當デアルト云フヤウニ考ヘテ居
ル次第アリマス。

限ハ著シク擴張セラ、職務ハ繁々繁劇トナルコトガ豫想サレルノデアリマシテ、府縣知事ト帝國議會ノ議員ト、兩者ヲ一人デ兼ネマスルコトハ、其ノ何レノ職責ヲモ十分ニ盡スコトガ出来ナイ處ガ多イノゴザイマスノデ、是ニ基キマシテ兼職ヲ禁止スルコトニ致シタ次第アリマス、尙ホ此ノ點ハ現行衆議院議員選舉法ノ規定ニ於キマシテモ、官吏ト衆議院議員トハ兼職禁止ヲサレテ居ルノデアリマス、此ノ思想ト揆ヲニスルモノデゴザイマス

最後ニ兼任ノ地方長官ガ知事公選ヲ見越シテ、選舉ノ事前運動ヲシテ居ルコトハ適當デナイン、其ノ點如何ニ思フカト云フ御尋ネデゴザイマス、現任ノ地方長官ガ選舉ノ事前運動ヲヤツテ居ルト云フヤウナコトハ、私全然耳ニ致シテ居リマセス、又斯カルコトガアルベキ筈^{カタ}ナイト信ジテ居ル次第アリマス、併シ將來其ノヤウナコトガアリマシテハ、洵ニ由タシキ大事デアリマスカラ、此ノ點ニ付キマシテハ先般ノ地方長官會議ニ於キマシテモ十分警告ヲ發シテ置イタコトデゴザイマスガ、今後モ其ノヤウナコトノナイヤウニ善處スル積リデアリマス、尙ホ地方長官ノ大異動ハヤル意思ヲ持ソテ居リマセス

○議長(樋貝幹三君) 磯田君ニ申上ゲ
ル法的權限ヲ與フル意願ガアルカドウ
カト云フ御質問ニ對シテ御答へ申上ゲ
マス、青年學校ガ終戰後特ニ脛股狀態
ニナツチ居リマシテ、義務教育ノ實ヲ
舉ゲテ居ナイト云フコトハ、私共モ等
シク認メル所デアリマシテ、之ヲ何ト
カシナケレバナラナイト云フ御趣旨
ロ、十分了解致シマ、次第デアリマスガ、
併シ市町村長並ニ青年學校長ニ強制力
ヲ與ヘル、サウ云フ法的權限ヲ與ヘル
ト云フ行キ方ニ對シテハ、考慮ノ必要
ガアルト思ヒマス、結論ヲ申上ダマス
ト、斯様ナ意思ハ持ツテ居リマセヌ、
現在ノ所、市町村長及ビ學校長ガ、ソ
レゾレ事務ヲ執行スルヨコトニ依リマシ
テ、就學ヲ督勵シテ居ルダケニ止マリ
マス、勿論此ノ督勵ハ不完全デ、徹底
シナイ場合モアリマスケレドモ、併シ
教育ノ本義ニ照シマスト、或ハ納稅デ
アルトカ、或ハ警察デアルトカ、衛生
デアルトカ、サウ云フ方面ト達ヒマシ
テ、自發的ノ意思ヲ教育上ハ重ンジナ
ケレバナリマセヌカラ、隨テサウ云フ
意味ニ於テハ強制スベキモノデナイト
云フ風ニ心得テ居リマス、詰リ青年學
校ノ内容ノ十分充實致シマシテ、魅力ア
ルモノトシテ、青年ヲ惹付ケヤウナ方
向ニ向ハナケレバナラナイト云フ風ニ
大イニ教育制度刷新委員會ニ以テ研究
シタイト存ジテ居ル次第デアリマス

マス、先程多クノ大臣ノ出席ヲ御要求デアリマシタガ、只今マデ出席ガ可能ノ大臣ガ他ニハゴザイマセス、各派交渉會デ、前以テ出席ヲ要求スル大臣ノ御申出ヲスルト云フコトニ打合ハシテアリマシタガ、今日磯田君カラ其ノ豫メノ御申出ガアリマセスモノデシタカラ、連絡ガ付キマセス、隨テ答辯ハ此ノ程度ト思ヒマスガ、宜シウゴザイマスカ

○磯田正則君 交渉委員カラサウシタ注意ヲ聽イテ居リマセヌシ、一年生デアリマスノデ、申出ヲ意ツタノデアリマス、併シ機會アル場合ニ御聽カセ戴ケレバ、ソレデ結構デアルト思ヒマス、ノデ、本員ノ質疑ハ之ヲ以テ終リマス

○議長(樋貝謹三君) 細迫兼光君

〔細迫兼光君登壇〕

○細迫兼光君 私ノ質疑ハ三ツノ問題ニ觸レマス、何レモ内務大臣ヨリ御答辯ヲ仰ギタイト存ジマス。

第一ハ、先日此ノ本會議場ニ於キマシテノ質問ニ對シマシテ、内務大臣ノ答ヘラレマシタ言葉ノ中ニ、教職員ガ選舉運動ヲナスコトヲ不都合トシテ、之ヲ禁止すべき方向ニ向シテ折角調査中デアルカノ如クニ聞エル言葉ガアリマシタ、民主政治ニ於キマシテハ、國民ノ政治關與ノ權利ガ重大視セラレル、ソレハ單ニ一ツノ投票ヲスルト云フダケニハ止マラナイ、自分ノ意見ヲ擴大スル、即チ選舉運動ヲスルト云フコトマデモガ極度ニ尊重セラレナケレバ相

成ラヌノデアリマス、勿論教職員ガ數多
境ヲ利用シ、或ハ子供ヲ通ジテ運動ス
テ、教職員自身ノ選舉運動云々トハ全
ク別問題、混同スベカラザル問題デア
ルノデアリマス、然ルニ教職員ノ選舉
運動ヲ茲ニ制限セントスルガ如キ考ヘ
ガ若シアリトルナラバ、是ハ政治參
與ニ對スル國民ノ基本的權利、政治的
ナ權利ヲ剥夺スルモノト言ハナケレバ
ナラヌノデアリマシテ、選舉ハ飽クマ
デ自由明朗ニナサレナケレバナラヌコ
トハ申スマデモナインノデアリマス、此
ノ點ニ關スル内務大臣ノ御所見ヲモウ
一應ハツキリト承リタイト存ズルノデ
アリマス

カ、反對デナインラバ、ナゼ府縣會員選舉ダケニ小選舉區ヲ尙ホ維持セントシテ居ルカ、御答辯ヲ御願ヒ致シタマス

第三ノ問題ハ、質疑ノ意味ノ御説解ヲ深ク得タイガ爲ニ若干ノ前置キヲ御許シ願ヒマス、民主主義政治機構ハ必ズシモ完全無缺ノモノデハアリマサス、幾多ノ缺陷ヲ持ツテ居ルト思ヒマス、一ツハ多數決デアリマス、多數必ズシモ正シクナイ、少數モ正シイ場合ガアル、正シイコトガ時ニ少數ノ中ニ含マレテ居ルコトガアルクデアリマス、然ルニ總デガ多數決デ進ム、所謂茲ニ民主政治ハ衆愚政治ナリトスル非難ノ起ル所以デアリマス、又一ツニハ政治ノ「テンボ」ガ遅イ、何カト言ヘバ議會ニ掛ケナケレバナラヌ、或ハ三權分立ト云フヤウニ相牽制シテ、事ガ中ニ運バナイ、之ニ對シマシテ專制政治ハビシヽ思フ通リニ早クヤレル、サウ云フ「テンボ」ガ遅イ、或ハ又政策ノ前後一貫スル其ノ一貫性、持續性ガ缺ケテ居ル、一人ノ人ガ常ニ政治ノ責任ニ於キマシテ事ヲナセバ、永キニ瓦サルテ一貫シタ政策ガ執ラレル、然ルニ民主的政治理構ニハ其ノ特長ガ缺ケテ居ル、斯様ナ幾多ノ缺陷ヲ持ツノデアリマスルガ、ソレニモ拘ラズ民主主義制度ガ要求セラレテ居ル所ノ所以ハ何デアルカ、之ヲ其ノ動機カラ見マスレバ、基本的人權ヲ擁護ノ要求、是ハ「イギリス」ニ於ケル、又「フランス」ニ

於ケル民主主義制度ノ獲得ノ歴史ヲ見レバ、明カデアリマス、又色々缺點ハアルニシヤシテモ、ソレデモ一個人ノ専制ヨリハマダマシダ、モウ一個人ノ専制政治ニハ懲りノクダ、少々「テンボ」ガ遡ケテモ、衆愚政治ニナツテモ、專制政治ヨリハマダ宜イト云フヤウナ、サウ云フ氣持、サウ云フ所、是ガ動機的ニ見テ民主政治ノ要求セラレタ所以アリマスガ、此ノ要求カラ生レマシタモノガ三權分立ノ制度デアリマシテ、一七八九年ノ「フランス」ノ人權宣言ニハ、權力ノ分立ニキ國ハ憲法ハナイモノデアルトマデ極言致シテ居ルノデアリマス、又此ノ三權分立ノ制度ハ、民主政治ニ於ケル根幹的ナツノ要素デアルノデアリマス、併シナガラ此ノ重大ナ要素モ、近年政黨ノ發達ニ依リマシテ其ノ實ハ段々失ハレツ、アルノヲ見ルノデアリマス、即チ我ガ新憲法ヲ司ル、行政ノ首班タルベキ内閣總理大臣ハ此ノ國會ガ指名スル、又一方獨立デアル所ノ司法ノ最高機關タル最高裁判所ノ裁判官ハ此ノ總理大臣ガ任命スル、即チ國會カラ見マレバ、總理大臣ハ子デアリ、最高裁判所ハ孫デアル、斯ウ云フ關係ニナツテ居ルノデアリマス、是ニ於テ政黨ガ益々發達致シマスル形勢ニ於キマシテハ、議會ニ多數ヲ占メル所ノ黨ノ黨首ガ、行政權ノ首班タル内閣總理大臣ニ指名セラレ

ルデアラウコトハ、是レ亦容易ニ想像シ得ル所デアリマス、又内閣總理大臣ガ最高裁判所ノ裁判官ヲ任命致スル付制政治ヨリハマダ宜イト云フヤウナ、ト云ソコトモ、是レ亦否ムベカラザルサウ云フ氣持、是ガ立法、所デアルト思ノノデアリマス、即チ見テ民主政治ノ要求セラレタ所以アリマスガ、此ノ要求カラ生レマシタモノガ三權分立ノ制度デアリマシテ、一七八九年ノ「フランス」ノ人權宣言ニハ、權力ノ分立ニキ國ハ憲法ハナイモノデアルトマデ極言致シテ居ルノデアリマス、又此ノ三權分立ノ制度ハ、民主政治ニ於ケル根幹的ナツノ要素デアルノデアリマス、併シナガラ此ノ重大ナ要素モ、近年政黨ノ發達ニ依リマシテ其ノ實ハ段々失ハレツ、アルノヲ見ルノデアリマス、即チ我ガ新憲法ヲ司ル、行政ノ首班タルベキ内閣總理大臣ハ此ノ國會ガ指名スル、又一方獨立デアル所ノ司法ノ最高機關タル最高裁判所ノ裁判官ハ此ノ總理大臣ガ任命スル、即チ國會カラ見マレバ、總理大臣ハ子デアリ、最高裁判所ハ孫デアル、斯ウ云フ關係ニナツテ居ルノデアリマス、是ニ於テ政黨ガ益々發達致シマスル形勢ニ於キマシテハ、議會ニ多數ヲ占メル所ノ黨ノ黨首ガ、行政權ノ首班タル内閣總理大臣ニ指名セラレ

ルデアラウコトハ、是レ亦容易ニ想像シ得ル所デアリマス、又内閣總理大臣ガ最高裁判所ノ裁判官ヲ任命致スル付制政治ヨリハマダ宜イト云フヤウナ、ト云ソコトモ、是レ亦否ムベカラザルサウ云フ氣持、是ガ立法、所デアルト思ノノデアリマス、即チ見テ民主政治ノ要求セラレタ所以アリマスガ、此ノ要求カラ生レマシタモノガ三權分立ノ制度デアリマシテ、一七八九年ノ「フランス」ノ人權宣言ニハ、權力ノ分立ニキ國ハ憲法ハナイモノデアルトマデ極言致シテ居ルノデアリマス、又此ノ三權分立ノ制度ハ、民主政治ニ於ケル根幹的ナツノ要素デアルノデアリマス、併シナガラ此ノ重大ナ要素モ、近年政黨ノ發達ニ依リマシテ其ノ實ハ段々失ハレツ、アルノヲ見ルノデアリマス、即チ我ガ新憲法ヲ司ル、行政ノ首班タルベキ内閣總理大臣ハ此ノ國會ガ指名スル、又一方獨立デアル所ノ司法ノ最高機關タル最高裁判所ノ裁判官ハ此ノ總理大臣ガ任命スル、即チ國會カラ見マレバ、總理大臣ハ子デアリ、最高裁判所ハ孫デアル、斯ウ云フ關係ニナツテ居ルノデアリマス、是ニ於テ政黨ガ益々發達致シマスル形勢ニ於キマシテハ、議會ニ多數ヲ占メル所ノ黨ノ黨首ガ、行政權ノ首班タル内閣總理大臣ニ指名セラレ

ルデアラウコトハ、是レ亦容易ニ想像シ得ル所デアリマス、又内閣總理大臣ガ最高裁判所ノ裁判官ヲ任命致スル付制政治ヨリハマダ宜イト云フヤウナ、ト云ソコトモ、是レ亦否ムベカラザルサウ云フ氣持、是ガ立法、所デアルト思ノノデアリマス、即チ見テ民主政治ノ要求セラレタ所以アリマスガ、此ノ要求カラ生レマシタモノガ三權分立ノ制度デアリマシテ、一七八九年ノ「フランス」ノ人權宣言ニハ、權力ノ分立ニキ國ハ憲法ハナイモノデアルトマデ極言致シテ居ルノデアリマス、又此ノ三權分立ノ制度ハ、民主政治ニ於ケル根幹的ナツノ要素デアルノデアリマス、併シナガラ此ノ重大ナ要素モ、近年政黨ノ發達ニ依リマシテ其ノ實ハ段々失ハレツ、アルノヲ見ルノデアリマス、即チ我ガ新憲法ヲ司ル、行政ノ首班タルベキ内閣總理大臣ハ此ノ國會ガ指名スル、又一方獨立デアル所ノ司法ノ最高機關タル最高裁判所ノ裁判官ハ此ノ總理大臣ガ任命スル、即チ國會カラ見マレバ、總理大臣ハ子デアリ、最高裁判所ハ孫デアル、斯ウ云フ關係ニナツテ居ルノデアリマス、是ニ於テ政黨ガ益々發達致シマスル形勢ニ於キマシテハ、議會ニ多數ヲ占メル所ノ黨ノ黨首ガ、行政權ノ首班タル内閣總理大臣ニ指名セラレ

ルデアラウコトハ、是レ亦容易ニ想像シ得ル所デアリマス、又内閣總理大臣ガ最高裁判所ノ裁判官ヲ任命致スル付制政治ヨリハマダ宜イト云フヤウナ、ト云ソコトモ、是レ亦否ムベカラザルサウ云フ氣持、是ガ立法、所デアルト思ノノデアリマス、即チ見テ民主政治ノ要求セラレタ所以アリマスガ、此ノ要求カラ生レマシタモノガ三權分立ノ制度デアリマシテ、一七八九年ノ「フランス」ノ人權宣言ニハ、權力ノ分立ニキ國ハ憲法ハナイモノデアルトマデ極言致シテ居ルノデアリマス、又此ノ三權分立ノ制度ハ、民主政治ニ於ケル根幹的ナツノ要素デアルノデアリマス、併シナガラ此ノ重大ナ要素モ、近年政黨ノ發達ニ依リマシテ其ノ實ハ段々失ハレツ、アルノヲ見ルノデアリマス、即チ我ガ新憲法ヲ司ル、行政ノ首班タルベキ内閣總理大臣ハ此ノ國會ガ指名スル、又一方獨立デアル所ノ司法ノ最高機關タル最高裁判所ノ裁判官ハ此ノ總理大臣ガ任命スル、即チ國會カラ見マレバ、總理大臣ハ子デアリ、最高裁判所ハ孫デアル、斯ウ云フ關係ニナツテ居ルノデアリマス、是ニ於テ政黨ガ益々發達致シマスル形勢ニ於キマシテハ、議會ニ多數ヲ占メル所ノ黨ノ黨首ガ、行政權ノ首班タル内閣總理大臣ニ指名セラレ

モ、時期尚早ドコロデハナイ、一刻モ早ク地方自治體ニ於キマシテ此ノ民主政治ニ對スル國民ノ訓練ガナサレナクテハナラナイ、政府ニ於テハ、如何ニモ地方自治體ヲ一人歩キサセルノガ危ナ氣ニ、御心配氣ニ見エルノデアリマスルガ、何時マデモ手ヲ引イテ居シテハ泳ギヲ覺エナイ、早ク手ヲ放ス、ソニ初メテ眞劍ナ、自ラノ責任ニ於ケル訓練ガ出來ルノデアリマス、斯様ナ何等ノ理由ヲナサナイコトヲ以テ理由トシテ、尙ホ此ノ改正法ニ見ルガ如キ選、或ハ地方自治體ニ完全ナル自治ヲ與ヘルト云フガ如キ羊頭ヲ縣ケテ狗肉ヲ賣ルモノデアリ、知事公選ノ下ニモ尙ホ封建的ナ官僚勢力ヲ溫存セントスルモノニアリ、結局ハ日本ノ民主化ニ熱意ガダク、之ヲ「サボタージュ」スルモノデアル、早クヤラウトスルナラバ、早ク國民ヲ習熟サセヨウトスルナラバ、一刻モ早ク其ノ訓練習熟ニ力ヲ致スベキデアル、今ヤ國民ハ現在ノ不名譽ニ堪ヘ切レズ、一刻モ早ク國內ニ民主體制ヲ確立シテ、國際的ナ平等ナ交際ヲナシ得ル地位ヲ獲得シテ、早くソコマデ行キタイ、名譽ヲ回復シタイアリ、國民ハ今日ノ飢餓窮乏カラ脱スル爲ニ、一時モ早ク自由貿易ノ出來ルノ不名譽ニ繫キ止メヨウトスルモノデ立場ヲ獲得シタイ、其ノ爲ニ民主化ヲ

急ギタイト云フ場合ニ、此ノ民主化ニ

ノ選舉ハ、地域代表ノ原則ヲ採入レルコ

ルト考ヘテ居ル次第デアリマス

是ノ追究ハ後ノ機會ニ譲リ質疑ハ之ヲ

急ギタイト云フ場合ニ、此ノ民主化ニ
オツカナビツクリ、國民ノ徹底的ナ民モ
化ニオツカナビツクリ「サボタージュ」
スルモノニ外ナラナイノデアリマス、
スルト云フコトハ、イツマデモ國民
ノ飢餓窮乏ヲ此ノ儘ニ括リ付ケント
而シテ此ノ急務ヲ果ス爲ニ先ヅ地方自
治體ニ徹底的ナ民主制度ヲ施行スル所
ノ御意思ハナイカ、以上ニ對シマシテ
政府ノ御所見ヲ伺ヒタイト思フ次第デ
アリマス(拍手)

トガ必要デアリ、地理的環境又ハ土地柄ニ應ジマシテソレノ民意ヲ反映セシムルコトガ望マシイ所デゴザイマスノデ、其ノ爲ニハ一應織マツタ地域的區分ヲ致ス、ソレニハ市ノ區域又ハ地方事務所ノ管轄區域ヲ選舉區トスルコトガ適當デアルト考ヘテ居リマスルノミナラズ、選舉事務執行上ニモ此ノ方が便宜デゴザイマスノデ、改正案ニ於キマンテモ現制ノ如ク之ヲ變更シナイコトニ致シテ居ル次第アリマス第三ニ知事ニ部下ノ官吏トノ間ノ關係デゴザイマスルガ、改正案ニ於キマシテハ、公選セラレタル知事ニ部下官吏ノ進退ノ其情權ヲ新タニ附與スルトニ致ス方針デアリマス、現在ノ官選知事ニ於キマシテハ、知事ニ部下ノ官吏トノ進退ニ付キマシテノ其情權ハ全然ナインデアリマス、改正制度ニ於キマシテハ新タニ之ヲ認メルコトニ致スノルト確致シテ居リマス、民意ヲ代表シテ、縣民ノ多數ノ輿望ヲ據ツテ當選遺憾ガアルト云フヤウナコトハナクナシマシタ知事ノコトデゴザイマスカラ、又部下ノ官吏ノ進退ニ付キマシテコトハ、現在ヨリモ銳敏ニ行ハレルコトハ豫想ニ難クナイノデアリマシテ、是等ノ點カラ致シマシテ、段々御述べナリマシタ御心配ハ實際上無用デア

市町村モト市町
モト、而シ
營シテ完全自
ニ附與此ス、此
モ論議アル所
アルガ、ルガ、
ルガ、ソレハ不智當ダト思ハレマスカ
ラ、速記錄ヲ調ベタ上デ、此ノ點ヲ削
除致スコトニ致シマス

○磯田正則君承知致シマシタ(拍手)
○講長(樋貝謹三君) 総理一君
〔總理一君登壇〕

○總理一君 私ハ日本共産黨ヲ代表
致シマシテ、地方行政改革ニ付テ質疑
ヲ致シタイト思フノデアリマス、質疑
すべき問題ハ六項目ニ分レテ居リマス
第一、本案ハ根本的ニ矛盾ヲ藏シテ
居ルト云フコトデアリマス、ナゼナ
ラバ、政府ハ本案ヲ提出シタノハ、全行
政ヲジテ民主化スルト云フコトデアル
ノデアル、然ルニ本案ニハ何等民主化
民衆化サレタ政體ト云フモノハ全部統
一サレナケレバナラナイ、斯クシテ初
メテ此ノ民主化ハ問題ニナルノデア
ル、即チ地方機關ハ中央機關ノ決定シ
タ法律ニ完全ニ服從シナケレバナラナ
イ、サウシテ其ノ範圍ニ於テ全國務ヲ

ハ義務デアル、デアリマスカラ、中央機關ト地方機關トハ何等對立ノアルベキ筈ハナイノデアル、然ルニ此ノ法案ヲ見マスレバ、總テ中央機關ト自治機關トノ對立ガナル、此ノ自治機關ヲ如何ニ仲バシ、中央機關ノ命令ヲ如何ニシテ滲透サセルカト云フコトニ苦心シテ居ルノデアル、是ハ根本的ニ間違ツテ居ル、サウシテ地方ハ國家機構ノ一構成部分デアツテ、地方ガ國家ノ全機構カラ分立シテ居ル譯デハナイ、ダカラ地方自體ノ生活ト云フモノガアル筈ハナイノデアル、是ハ全國家ノ生活ノ一構成部分デアルノデアル、然ルニ是ガ所謂府縣「ブロック」ノ形成、現在實際上中央ト地方トガ對立、分立スル傾向、此ノ傾向ガ存在スルノデアル、即チ是ハ天皇制ノ專制ノ下ニ、全國民ガ壓倒セラレ、凡ニル生活ヲ窮屈ニセラレタ、其ノ爲ニ僅カニ地方ノ部分ダケデモ自治ヲヤツテ、息抜キヨンショウツスル、此ノ專制主義ニ對スル彌縫政策カラ起ツテ來タモノニアリマス、此ノ彌縫政策カラ起ツタ自治制度ヲ、現在モ尙ホ之ヲ固持セントスル所ニ、即チ全日本ノ機構ニ於テ民主化ガ徹底シナノハ、斯カル理由ニ存在スルノデアル、然ルニ改正憲法ハ、天皇制ハ實際上非民主主義デアル、主權ノ行使ハ依然トシテ天皇制、官僚ノ手ニアル、サ

ウシテ此ノ現ハレントシテ、内相バ吏僚主義ト云フモノヲ非常ニ強調シテ居アル、官僚主義以外ノ何モノデモナ、此ノ官僚主義ヲ頑固ニ固持シ、之ヲ透徹サセヨウトスルコトニノミ現在デモ汲々トシテ居ルノデアル、デアルカラ、此ノ知事ヲ公選ニシナガラ之ヲ官吏ニスルト云フ矛盾ガ茲ニ發生シテ居ルノデアル、即チ是ハ民主主義ト云フ名ノ下ニ、事實上ハ官僚主義ヲ一層強化セントスル所ノモノデアル（拍手）

サウ云フヤウデハ、議會ト云フモノハ
結局是ハ鶴脊ミ主義ニ過ギナインデア
ル、ダカラ議會ハ一面ニ於テ決議機關
デアルト共ニ、他面ニ於テ執行機關デ
ナケレバナラヌ、是ハ府縣會其ノ他市
町村議會ニ於テモ同様デアル、即チ其
ノ意味カラシマスレバ、内閣、知事、
市町村長ハ總議會ノ代行機關デナケ
レバナラナイ、即チ議會ハ人民ノ議會
デアリ、人民ノ意思ヲ反映シテ居ルモ
ノデアルガ故ニ、人民ノ代行機關トシ
テ、知事モ市町村長モ自分ノ職務ヲ行
ハナケレバナラナイノデアル、此ノ召
還權ガ、今度ノ改正法律ニ於テハ選舉
監査ニ與ヘラレテ居リマスケレドモ、
實際上今ノヤウナバラノヽノ狀態デ
ハ、此ノ召還權ヲ行ニコトハ非常ニ困
難デアル、是ハ議會ガ召還權ヲ握ラナ
ケレバナラヌ、議會ハ常ニ市長デモ、
町村長デモ、知事デモ、自分ニ對ヘル
責任ヲ負ハセ、ソレヲ常ニ追究スルコ
トニ依ツテ召還權ヲ即時ヤラナケレバ
ナラナイ、サウデナケレバ、知事ハ必
ズヤ全人民ノ要求ト達ツタ方向ニ行
キ、官僚主義ハ横行スルニ違ヒナイン
デザル、然ルニ之ヲ人民ニ與ヘルコト
ニ依ツテ、此ノ召還權ヲ固存ミニシテ
居ルノデアル是ハ重大ナル缺陷デアル
ト私ハ思フ、ソレ故ニ知事、市町村長
其ノ他ノモノハ總テ内務大臣其ノ他ノ
官僚ノ代行者トナリ、チツトモ人民ノ
意思ヲ反映シナイ、人民ノ意思ヲ遂行
シナイコトニナツテ居ルノデアル、又

サウナラザルヲ得ナイノデアル、故ニシ、現在モ是ガ痛ニナツテ凡ユル紛争ガ起リ、陳情攻メニナル、議會ヲ政府モ陳情攻メニナルノハ此ノ點デアルノデアル、人民自身ガ議會ヲ握リ、議會ガ是等執行者ヲ握ルナラバ、斯カル陳情沙汰ハナイノデアル、陳情ヲシナクテモ、自分自身デ惡イ奴ノ首ヲ引ソコ拔ケバ宜シイ、サウンテ初メテ此ノ地方行政ノ痛ハ除カレルノデアル、斯カル意味ニ於キマシテ、今回ノ地方行政ノ改革ト云フモノハ、民主主義トハ恐ラク遠イモノデアル、根本的ニスカル矛盾ガ存在スルト思フノデアル、ソレ故ニ此ノ根本的ノ改革ニ對シテ、首相及ビ内相ハ如何ナル所見ヲ有セラレルノデアリマスガ、首相ハ現在居ラレマセヌノデ、チヨツトオ負ケ致シマシテ(笑聲)内相ダケニ一ツ返事ヲシテ戴イテモ宜シイ

諸君カラ申サレマシタヤウニ、經濟的及ビ財政的ノ貧困サヲ指摘シ、將來之ヲ向上セシメルコトヲ政府ニ迫ツテ居ルノアリマスガ、政府ハ此ノ時代後レノ實際ニ適應シナイ基本的ナ誤謬ノ下ニ立ツテ居ル此ノ行政區劃ニ於テ、如何ニシテ是ガ經濟的及ビ財政的貧困ヲ矯正スルコトガ出來ルデアラウカ、私ハ是ハ根本的ニ間違ツテ居ルト思フ、現ニ我々ガ鐵道ノ從業員ヲ組織シ、遞信ノ從業員ヲ組織シ、其ノ他ノ重大主要產業ノ從業員ヲ組織スルナラバ、此ハ北海道カラ、南ハ九州ニ至ルマデ、一律ニ統一的ニヤラネバナラヌ、且ツ今ノ府縣制度ト云フモノハ殆ド意味ヲナサナイコトヲ、我々ハ經驗ニ於テ十分感得シテ居ルノデアル、此ノ點ニ於テ此ノ財政的ナ基礎ヲ鞏固ニスルト云フノハ、内務大臣及ビ大藏大臣ノ手先ニ依ツテ之ヲ構成サレルモノデハナイ、斯カル根本的矛盾ヲ徹底的ニ矯正スルコトニ依ツテ、引繰リ返スコトニ依ツテノミ、是ハ初メテ出來得ルト思ハレル、此ノ點モ内相ニ付テ所見ヲ御願ヒスル次第デアル

權限ハ、ヤハリ内務大臣ニ伺ヒラテ、内務大臣ノ許シヲ得ルノニハ、ヤハリ内務大臣ノ許シヲ得ナケレバ出来ナイノデアル、又府縣會ノ解散ヲ人民知事、府縣會議員ノ解職ニ對シマシテモ、内務大臣ハ決定的ナ權限ヲ持ツテ居ル、ソレカラ市長、町村長ノ改選、其他重要職ノ解職ニ對シマシテモ、内務大臣及ビ是ノ代理人、代行者トシテノ知事ガ此ノ權限ヲ持ツテ居ルノデアル、然ラバ此ノ内容ニ於キマシテ、全面的ニ是官僚主義ヲ徹底セシムルモノニアツテ、何等民主主義ニハナツテ居ラナイノデアル、彼等ノ幾多ノ委員、幾多ノ役人ヲ公選スルト雖モ、是ハ單ニ型バカリデアル、是ハ人民ヲ欺か所ノ「ソノ「デモクラシー」」ノ白粉ニ過ぎナ、斯カル白粉ヲ引剥イデ、徹底的ニ民主化スルコトガ必要デアルト思フノデアル、内相ノ所見如何

唯勢メルダケデハ問題ニナラナイ、唯熱心ダケデハ問題ニナラナイ、即ち警察ノ根本的缺陷ハ、警察署長、是ガ天降リ的任命ニ依ルコトデアル、是ガ其ノ治メル所ノ人民ト直接ノ關聯ヲ持タナイ所ニアル、ダカラ凡ユル積累ヲ盡シテモ、之ヲ止メル所ノ何等ノ能力ガ人民ニ與ヘラレナイノデアル、ソレ故ニ、私達ハ主張スル、警察署長ハ、其ノ警察ノ管轄内ノ有權者ニ依ツテ直接ニ選舉サルベキモノデアル、同時ニ此ノ警察ノ署長、責任者ハ人民ニ直接ノ責任ヲ負ハナケレバナラズ、惡ケレバ人民自身ニ依ツテ之ヲ召還スルコトガ出来ルノデアル、現在官僚ノ腐敗ト云ヒ離落ト云フ、是ガ總テ此ノ警察ノ有力ナル保護ニ依ツテ、此ノ警察ノ強權ニ對スル恐怖心ヲ以テ是ガ遂行サレテ居ルト云フ此ノ事態ヲ見ルナラバ、食糧問題其ノ他ノ問題ヲ解決スル爲ニモ、非常ニ急速ニ此ノ警察ノ民主化ヲヤラナケレバナラナイノデアル、然ルニ此ノ改正案ハ何等之ニ觸レナイノハ如何ナル理由デアルカ

モウ一ツ、司法警察ヲ一般行政警察カラ分離セヨト云フコトデアル、私ハ之ニ完全ニ反對スル、何故ナラバ若シ司法警察ガ行政警察カラ分離スルナラバ、此ノ司法警察ハ官僚ノ牙城トナリ、上カラ下マデ、此ノ司法警察ノ力ニ依ツテ官僚ノ一切ノ罪惡ハ保護セラレルノデアル、現在ダツテ警察ノ強味

ハ此ノ司法警察ノ強力ナル點ニアル
即チ犯罪ニ依ツテ引上ゲルト云フ此
威シ言葉コソハ、正ニ警察ヲシテ凡
ル官僚政治ヲ打開スル肇端タラシメ
居ルノデアル、デアリマスカラ、斯
ル司法制度ヲ獨立サシテ、上カラ下
デ一貫サセルト云コトハ、慈々益
強化サレ、慈々益々侵シ難キモノニ
リ、官僚政治ノ横暴ヲ助ケルモノデ
ル、ソレ故ニ我々ハ、司法警察モ行
警察モ达メテ總て民主化サレタ人民
警察ニ任サナカニバニラヌコトヲ極力
張スルノデアル、内相ノ御意見如何
法相ニ對シテモ御聽キシタイト思
マシタガ御出席ガナイカラ、ソレハ
相カラ國務大臣トシテ答辯セラレ
ントヲ希望スルノデアル

ト見テ宜シト想フノデアル
其ノ次ニ警視廳ガ東京都ト分離シ、
東京都ノ地方機關ト分離シテ居ルコト、
ハ、是ハ極メテ重大ナル問題デアル、
何故ニ警視廳ガ分離シテ居ルカ、是ハ
此ノ東京ガ政治ノ中心地デアルガ爲
ニ、人民ノ政治ヲ譁壓スル爲ニ、即チ
軍國主義的官僚主義ノ横行ヲ、脅強力
ニスル爲ニ存在シテ居ルノデアル、デ
アルカラ此ノ警視廳ノ分離ハ極メテ不
當デアル、即時此ノ警視廳ノ分離ヲ取
消シ、一般地方行政ト同様、全警察ノ
民主化ヲ必要トスルト信ズルノデアル、
ル、是レ亦内務大臣ニ御答ヘヲ願フ次
第デアル

日モ早ク去ルガ宜シイ、我々人民ガ權利ヲ行フ所ノ政黨ノ措置、又選舉ノ組織ニ對シテ色々オ節分ヲスルト云フコトハ、是ハ分不相應デアル、ソレ故ニ直チニ此ノ選舉制度ヲ解體シ、比例代表ニ依ツテ、政黨ノ眞ニ責任アル政治ヲ實現セラレルコトガ重大ナル問題デアルト思ノンデアル

次ニ警察ニ關スルヨトニ續イテデアリマスガ、内務大臣ガ七月六日本會議ニ於キマンシテ御答ヘニナリマシタ、特高警察ニ似タ事務ヲ内務省ニ於テ處理シテ居ルト云フ點デザイマスガ、是ハ一月四日ノ聯合軍ノ指令ニ基キマシテ、或ル種ノ政黨結社ノ届出ヲ要スルコトニ相成リマシテ、之ニ關スル限度ニ於テ事務ヲ取扱ツテ居ルト云フ點ノ御諒承ヲ願ヒシカイ、ト斯ウ言ハレテ居ルノデアリマス、是ハ社會黨ノ中村高一君ノ質問ニ對シテノ御答辯デアリマスガ、之ヲ見マスト、我ガ共產黨ニ對シテ最セ重大ナル問題ガ降掛ツテ居ル、即チ共產黨ニ對シテ、又ハ社會黨ニ對シテ、又ハ農民組合ニ對シテ、勞働組合ニ對シテ、其ノ他一般民主主義的政黨及ビ結社ニ對シテ、或ハ大眾團體ニ對シテ、特別高等警察ヲ存スルト云フコトニナルト思ノンデアリマスケレドモ、是ハ如何ナル意味デアルカ、特高警察ヲ存スルト云フ意味デアルカ、又特高ニ似タヤウナコトヲヤツテモ宜イト言フノデアルカ、我々ガ内務大臣ニ面會シテ此ノ點ニ關シマシテ色

○國務大臣(大村清一君) 御答へ致シ
マヌ、御質問ノ第一點ハ、今回ノ地方
制度ノ改正ハ政治ノ民主化ガナイ、是
ハドウ云ノ譯カト云フ御尋ネト思ノノ
デアリマスガ、知事、市町村長ハ、改
正地方制度ヲ實施セラレマカルト、總
テ住民ノ意思ニ基イテ選挙セラレルノ
デアリマス、單ナル中央政府ノ代行機
關デハナクナツテ來ルノデアリマス、
國民多數ノ意思ヲ受ケタ政黨ガ、民意
ヲ背景トシテ、其ノ全責任ニ於テ國政
運營ノ任ニ當ルノデアリマスカラ、其
ノ地方行政機關ニ對スル監督ノ如キ
モ、自ラ民主的ニ相成ルモノト存スル
ノデアリマス、斯クテ中央地方ヲ通ジ、
行政ノ運營ハ民意ヲ共構トシテ行ハレ
ルコトニ相成ルノデアリマシテ、絶
對ニ御話ノ如キ結果ニ相成ラスト信
ジテ居ル次第アリマス

○國務大臣(大村清一君) 御答へ致シ
マヌ、御質問ノ第二點ハ、今回ノ地方
制度ノ改正ハ政治ノ民主化ガナイ、是
ハドウ云ノ譯カト云フ御尋ネト思ノノ
デアリマスガ、知事、市町村長ハ、改
正地方制度ヲ實施セラレマカルト、總
テ住民ノ意思ニ基イテ選挙セラレルノ
デアリマス、單ナル中央政府ノ代行機
關デハナクナツテ來ルノデアリマス、
國民多數ノ意思ヲ受ケタ政黨ガ、民意
ヲ背景トシテ、其ノ全責任ニ於テ國政
運營ノ任ニ當ルノデアリマスカラ、其
ノ地方行政機關ニ對スル監督ノ如キ
モ、自ラ民主的ニ相成ルモノト存スル
ノデアリマス、斯クテ中央地方ヲ通ジ、
行政ノ運營ハ民意ヲ共構トシテ行ハレ
ルコトニ相成ルノデアリマシテ、絶
對ニ御話ノ如キ結果ニ相成ラスト信
ジテ居ル次第アリマス

コトデゴザイマスルガ、各府縣ノ歴史的沿革、地理的事情乃至ハ府縣民ノ體ノ實情等ニ鑑ミマシテ、此ノ問題ハ餘程慎重ニ考究シナケレバナラヌ問題デアリマス、又假ニ府縣ノ區域ヲ變更ベシト云フト結論ニ達シタ致マシテ、今日我が國ノ現狀ノ以テ致シテナイト考ヘテ居ル次第アリマス。第三ニ内務大臣ガ此ノ問題ヲ公正ニ決求權ヲ審査ヘルコトニ關シテノ御尋不デゴザイマスルガ、現在ノ國情カラ致シマシテ、是等ノ請求ガアリマシタ時分ニ、一般投票ニ依ツテ其ノ可否ヲ決定スルコトニ致シタ次第アリマシテ、シマベルコトハ適當デナイト考ヘラレマスノデ、一定ノ客觀的基準ニ依リマシテ、内務大臣ガ此ノ問題ヲ公正ニ決出テ居ルモノハナノデアリマス。

次第デアリマス、尙ホ御話ノ中ニ警
署長ヲ公選トスベシト云ノ御意見ガザ
ザイマシタガ、現在ノ警察制度茲ニ現
下ノ國情カラ考ヘマシテ、警察署長ヲ
公選ト致シマスコトハ適當ナナイト考
ヘテ居ル次度アリマス

第五ニ都制ハ軍國主義ニ遺物デアル
カラ、之ヲ廢止スベシトノ趣旨ノ御達
ネサアザイマシタガ、東京都制ハ御承
知ノ如ク其ノ改正前ニ於キマシテ猶
ド同一ノ區域ヲ基礎ト致シマシテ、東
京府ト東京市ヲ併在致シテ居ツタノデ
アリマスルガ、地方行政ノ運營上此ノ
コトハ種々缺點、弊害ガアザイマシタ
ノデ、新タニ東京都ヲ設置致シマシ
テ、東京府及び東京市ノ二段階ヲ廢止
シタノデアリマス、其ノヤウナ事務ニ
依ソテ東京都制ガ生レタノデアリマシ
テ、軍國主義、封建主義ヲ打立アルト
云ノ理由デハナイノデアリマス、尙ホ
東京都制ノ運用ニ付キマンテハ、地方
制度ノ改正ニ依リマシテ新タニ公選都
長官ヲ迎ヘルコトニ依リマシテ、今後
其ノ面ヨリ一新ベルニ至ルデアラウト
信ジテ居ルノデアリマス

尙ホ警視廳ニ關スル御詔ネガアザイ
マシタガ警視廳ハ東京都ト別個ノ機
關トシテ之ヲ存置致シテ居リマスルノ
ハ、帝都ニ於ケル治安維持ノ重要性ニ
鑑ミマジテ、之ニ專念スル所ノ警視總
監ヲ置イテ其ノ任ニ當ラヒルコトガ適
シテハ、諸外國ノ制度ニ於キマシテモ
同様ノ方式ヲ採ツテ居ルモノガ少クナ
ルカラデアリマシテ、我ガ國ノ現狀ニ於
キマシテハ、現行制度ヲ維持スルコト

ガ適當デアルト考ヘテ居ル次第アリマス
ベキデハナイカト云フ御幸ネデザイマス
マヌ、選舉制度ノ中核ヲナシテ居リマス
エモノハ國會議員ノ選舉デアルコトハ
申スマデモザイマセス、隨テ地方ノ
選舉制度ヲ基本トシテ立案ヘルコトガ
適當デアラクト考ヘテ居ルノデアリマス
ス、而シテ國會議員ノ選舉ニ付キマシテ
テ、政黨本位ノ比例代表制ヲ採用致
マスクトハ、確カニツノ考慮スベキマス
方式デアルト考ヘラレルノデザイマス
スガ、反面ニ於テ政治勢力ノ安定ト云々^{アリ}
フ點ヲ強ク考ヘマクト、尙ホソコニ比
例代表制ニ於キマシテハ、考慮ノ要るス
ルモノガアルト考ヘラレルノデアリマス
ス、此ノ制度ヲ地方自治體ノ選舉ニ特
ツテ行クト云フコトニ付キマシテハ、
地方自治體ノ特質ニ鑑ミマシテ大ニヨ
ルセノガアルト考ヘラレバナラナイ點
ガアルト思フノアリマス、隨テ目下
ノ所地方選舉ニ政黨本位ノ比例代表制
採入レルト云フコトハ考ヘテ居ラナイマス
次第アリマス

○德田球一君　部分的ニ事務的ナ點至
ハ満足シテ居ルノデアリマスケレビ
モ、全體ニ互リマンシテハ、是ハ完全ニ
官僚主義ト人民ノ利益ヲ代表スル
民主主義トノ對立シテ居ルコトヲ明カ
ニシテ居ル答辯ト信ブルノデアリ。但
ホ是等ノ詳細ノ検討ニ於キマシテハ委
員會ニ於テ述ベルコトニシマシテ、利
ノ質問ヲ打切りタイト思ヒマス(拍手)
○議長(権貝謹三君)　是ニテ質疑ハ終
了致シマシタ、各案ノ審査ヲ付託スル
キ委員ノ選舉ニ付テ御詰り致シマス
○山口嘉久一郎君　日程第一乃至第四
ノ四案ノ一括シテ議長指名四十五名ニ
委員ニ付託セラレントヲ望ミマス
○議長(権貝謹三君)　山口君ノ動議ニ
御異議アリマセスカ
○議長(権貝謹三君)　御異議ナント認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、
是ニテ議事日程ハ議了致シマシタ、本
會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマ
ス、本日ハ是ニテ散會致シマス
午後四時三十六分散會